

大蔵委員会
議録第二十七号

昭和二十八年二月十七日(火曜日)

午前十四時三十分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳満君

理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君

理事 佐藤 次郎君

上塚 司君

島村 一郎君

西村 直己君

三和 精一君

加藤 高藏君

小川 豊明君

坊 秀男君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官(主計局法規課長) 白石 正雄君

大蔵事務官(主税局長) 渡辺喜久造君

大蔵事務官(主税局長) 平田敬一郎君

国税庁長官 國稅局長官

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局長) 塩崎 潤君

大蔵事務官(主税局長) 篠塚 繁君

大蔵事務官(主税局長) 榎本 文也君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

大蔵事務官(主税局長) 黒田 久太君

国内産含蜜糖に対する砂糖消費税撤廃に関する請願(永田良吉君外九名紹介)(第一九一五号)
飾物等に対する物品税撤廃等の請願(島村一郎君紹介)(第一九一八号)
遺族国庫債券担保貸付資金並びに貸付利率に関する請願(只野直三郎君紹介)(第一九三三三号)
の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)
富給税法を廃止する法律案(内閣提出第四二號)
相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三號)
酒税法(内閣提出第四四號)
登録税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七號)
揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八號)
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣提出第五三號)
産業投資特別会計法案(内閣提出第五六号)
○農林委員長 これより会議を開きます。
今日は、まず昨十六日本委員会に付託されました産業投資特別会計法案を議題として政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

産業投資特別会計法案
産業投資特別会計法
(設置)
第一条 経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資(出資及び資金の貸付をいう。以下同じ。)を行うため、産業投資特別会計を設置する。
2 この会計においては、前項に掲げる目的を達成するため、特別減税国債の発行に因る収入金及び米穀対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金等を財源として、投資を行うものとする。
(管理)
第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(資本)
第三条 この会計においては、米穀対日援助見返資金特別会計の廃止の際における同会計の資産の価額から負債の金額を控除した額と、昭和二十八年三月末日における一般会計の日本開港銀行及び日本輸出銀行に対する出資金の額との合計額に相当する金額をもつて資本とする。
(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、特別減税国債の発行に因る収入金、出資に対する配当金、出資の回収金、貸付金の償還金及び利子、こ

の会計に帰属する国庫納付金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、出資の払込金、貸付金、特別減税国債の償還金及び利子、一時借入金金の利子、特別減税国債の発行及び償還に関する諸費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。
(歳入歳出予算計算書の作製)
第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。
(歳入歳出予算の区分)
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。
(予算の作成及び提出)
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予算計算書
二 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
四 前年度及び当該年度の投資の計画表
(損益の処理)
第八条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたとき

きは、これを積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。
(剰余金の繰入)
第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。
(歳入歳出決算計算書の作製)
第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作製しなければならない。
(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決算計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。
(余剰金の預託)
第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。
(一時借入金)
第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金を行うことができる。

- 2 前項の規定による一時借入金
は、当該年度内に償還しなければ
ならない。
- 3 第一項の規定による一時借入金
の限度額については、予算をもつ
て、国会の議決を経なければなら
ない。
- (国債整理基金特別会計への繰入)
第十四条 特別減税国債の償還金及
び利子、一時借入金及び償還に關
する諸費は、毎会計年度、国債整
理基金特別会計に繰り入れられな
ければならない。
- (支出未済額の繰越)
第十五条 この会計において、毎会
計年度の歳出予算における支出残
額は、翌年度に繰り越して使用す
ることができる。
- 2 大蔵大臣は、前項の規定による
繰越をしたときは、会計検査院に
通知しなければならない。
- 3 第一項の規定による繰越をした
ときは、当該経費については、財
政法（昭和二十二年法律第三十四
号）第三十一条第一項の規定によ
る予算の配賦があつたものとみな
す。
- (実施規定)
第十六条 この法律の実施のための
手続その他その執行について必要
な事項は、政令で定める。
- 附 則
1 この法律は、昭和二十八年四月
一日から施行する。
- 2 米國対日援助見返資金特別会計
法（昭和二十四年法律第四十号）
は、廃止する。
- 3 米國対日援助見返資金特別会計
の昭和二十七年年度分の収入支出並
びに昭和二十六年年度及び昭和二十
七年度の決算に關しては、なお従
前の例による。
- 4 この法律施行の際米國対日援助
見返資金特別会計に属する資産
（昭和二十七年年度中に支払義務の
生じた支出金で、この法律施行の
際までに支出済とならなかつた金
額に相当する現金及び昭和二十七
年度分の収入金に係る権利を除く）
及び負債（昭和二十七年年度中
に支払義務を生じた支出金で、こ
の法律施行の際までに支出済とな
らなかつたものに係る負債を除く）
は、この法律施行の際、この
会計に帰属するものとする。
- 5 前項の規定によりこの会計に帰
属するものの外、米國対日援助見
返資金特別会計の昭和二十七年
度の出納の完結の際同特別会計に属
する資産及び負債は、当該出納の
完結の際、この会計に帰属するも
のとする。
- 6 昭和二十七年年度における米國対
日援助見返資金特別会計の歳出予
算のうち、同年度の出納の完結ま
でに支出済とならなかつたものに
係る歳出予算は、この会計に繰り
越して昭和二十八年年度において使
用することができる。
- 7 第十五条第二項及び第三項の規
定は、前項の規定による繰越につ
いて準用する。
- 8 附則第四項の規定によりこの会
計に帰属した米國対日援助見返資
金特別会計の運用資産のうち、国
債及び大蔵省証券、食糧証券その
他の政府の発行する短期証券（以
下「短期証券」という）は、昭和二
十九年三月末日まで、この会計に
おいて保有することができ、
9 この会計において、支払上現金
に余裕があるときは、昭和二十八
年九月末日までの間を限り、資金
運用部資金法（昭和二十六年法律
第百号）第三条の規定にかかわら
ず、当該余裕金をもつて、短期証
券を一時保有することができ、
10 附則第四項又は第五項の規定に
よりこの会計に帰属した現金、こ
れらの項の規定によりこの会計に
帰属したその他の資産から生ずる
収入金及び処分代金（短期証券の
処分代金を除く）並びに前項の規
定により保有する資産から生ずる
収入金は、この会計の歳入とす
る。
- 11 附則第四項の規定によりこの会
計に帰属した短期証券の買入価額
に相当する金額は、この法律施行
の際、この会計の歳入とみなして
整理するものとする。
- 12 この法律施行の際一般会計が日
本輸出入銀行及び日本開発銀行に
對して有する出資に係る権利は、
この法律施行の際、この会計に帰
属する。
- 13 大蔵省設置法（昭和二十四年法
律第百四十四号）の一部を次のよ
うに改正する。
第四条第三十五号を次のように
改める。
三十五 削除
第十号第十四号を次のように改
める。
- 十四 産業投資特別会計を管理
すること。
第十一号第五号中「国の出資」の
下に「（産業投資特別会計からの出
資を除く）」を加える。
- 14 資金運用部資金法（昭和二十六
年法律第百号）の一部を次のよう
に改正する。
第一条中「米國対日援助見返資
金特別会計以外の」を削る。
第三条第二項中「米國対日援助
見返資金特別会計及び」を削る。
15 日本輸出入銀行法（昭和二十五
年法律第二百六十八号）の一部を
次のように改正する。
第四条中「一般会計及び米國対
日援助見返資金特別会計」を「産
業投資特別会計」に改める。
第八条第二項中「第四条の規定
による出資の割合に應じ、一般會
計及び米國対日援助見返資金特別
会計に」を「別に法律で定めるところ
により、國庫に」に改める。
- 16 日本開發銀行法（昭和二十六年
法律第百八号）の一部を次のよう
に改正する。
第四条中「一般會計及び米國對
日援助見返資金特別會計からの出
資金三百億圓」を「産業投資特別會
計からの出資金千五百十二億二
千万圓」に改め、「第四十八條第一
項及び」を削り、「政府の一般會計
及び米國對日援助見返資金特別會
計から出資があつた」を「同特別會
計から出資があつた」に改め、同
条に次の一項を加える。
2 前項の出資金千五百十二億二
千万圓のうちには、第四十七條
第一項及び第三項並びに第四十
- 八条第一項の規定により出資が
あつたものとされた金額を含む
ものとする。
第四十九條の二第四項中「米國
對日援助見返資金特別會計」を「産
業投資特別會計」に改める。
17 農林漁業金融公庫法（昭和二十
七年法律第三百五十五号）の一部
を次のように改正する。
第四条第一項中「米國對日援助
見返資金特別會計」を「産業投資特
別會計」に改める。
第三十二條第二項中「同特別會
計の日本開發銀行に對する貸付金」
を「政府の貸付金」に、「同特別會
計に」を「政府の産業投資特別會
計に」に改め、同条第五項中「米國
對日援助見返資金特別會計」を「産
業投資特別會計」に改める。
- 18 日本製鐵株式會社法廢止法（昭
和二十五年法律第二百四十号）の
一部を次のように改正する。
附則第六項を削り、附則第七項
を附則第六項とし、附則第八項中
「前三項」を「前二項」に改め、同
項を附則第七項とし、以下一項づ
つ繰り上げる。
- 19 電気事業會社の米國對日援助見
返資金等の借入金の担保に關する
法律（昭和二十五年法律第四百十
五号）の一部を次のように改正す
る。
題名中「米國對日援助見返資金
等」を「日本開發銀行から」に改め
る。
第一条第一項を削り、同条第二
項を同条第一項とし、同条第三項
中「前二項」を「前項」に改め、同項

を同条第二項とする。

第二項第一項及び第二項中「又は第二項」を削る。

20 帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「国ハ帝都高速度交通営団ニ対スル米國対日援助見返資金ノ運用ニ依ル貸付金」を「日本開發銀行ハ帝都高速度交通営団ニ対スル貸付金」に改める。

○愛知府委員 たゞいま議題となりました産業投資特別会計法案につきまして、その提案の理由を説明申し上げます。

わが國經濟の再建、産業の開發及び貿易の振興に必要な資金につきましては、政府は、従来から財政資金により積極的にこれが確保をはかつて参つたのであります。が、今回新たに産業投資特別会計を設置し、財政投資の一層の充實強化に資することとした次第であります。

この会計におきましては、米國対日援助見返資金特別会計の資産並びに一般會計の日本開發銀行及び日本輸出銀行に対する出資金を承継してこれを資本とし、これが運用による収入金と、特別減税國債の発行による収入金とを主要財源として投資を行うこととしたのであります。

昭和二十八年年度予算におきましては、特別減税國債の収入金三百億圓を含め七百億圓の財源をもつて、日本開發銀行、日本輸出銀行及び電源開發株式會社に対する資金供給を予定し、

重要基礎産業に対する投資に特に意を用いております。

次に、この法律案の概略について申し上げます。この會計の歳入は、特別減税國債の発行による収入金、出資、貸付金からの収入金等とし、歳出は、出資金、貸付金、國債償還費等とすることとするほか、この會計の予算及び決算に關し必要な事項を規定しております。

なお、この會計の設置に伴い、米國対日援助見返資金特別会計法を廃止する等關係法律について所要の規定の整備をはかつております。

以上が、この法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○農林委員長 本案に対する質疑は次會に譲ることとしたします。

○農林委員長 次に前會に引続き所得税法の一部を改正する法律案外税關係七法案を一括議題として質疑を続行いたします。

質疑は通告順によりこれを許します。小川半次君。

○小川（半）委員 目下提出されております八法案は、いずれも昭和二十八年年度予算に關連がりますので、私はこの際二十八年年度予算を立案した大蔵省當局 實は本日大臣の出席を求めたのであります。が、予算委員會で多忙のため、この委員會には出席できないとのことでありまして、主として愛知府政務次官から御意見を伺ねしたいのでございます。

二十八年年度の予算は九千六百五億圓余となつておりますが、初め大蔵省で

立案した政府の初案は、すでに十二月三十一日にも発表されたのであります。が、それによりまして、九千四百六十五億圓となつていたようでありまして、これに間違いないかどうか、お答え願ひたいのであります。

○愛知府委員 二十八年年度の予算の編成につきましては、昨年の十二月二十六日まで御承知のように國會がございましたので、その次の日からわずかに数日の間において、政府側としては鋭意研究を進めまして、十二月三十日の夜に一府の案をとりまとめまして、それを三十一日の閣議に提出したのであります。そのときの数字は、ただいまお示しの通り九千四百億圓であつたと記憶いたしますが、その点には間違ひございません。

○小川（半）委員 私は最初の案の方が最後案よりもむしろ妥当であつたと思つておるのであります。もちろん、最初の案にしたところで、これは各省官僚のなれ合いによるところの絶的な消費支出予算であつて、集中的な、そして生産的な國力増進の基本構想などうかがうことができない、まつたく官僚らしいうわべだけを化粧した予算であつたのであります。が、それでも今申し上げたように最後案よりも最初案の方がまだ利権的なにおいがなく、幾分かましであつたと思つております。

ところが最初案の発表によつて驚いたところの自由党では、公約、政策が予算に盛り込まれていないと騒ぎ出して、一月十三日の政府与党の懇談会で百六億圓を追加させた。引續き一月十六、十七日にわたつて廣川農林大臣あるいは当時の佐藤建設大臣らが顔役予算といふか、公共事業費等という各目

でさらに予算を追加されてき上つたのが二十八年年度の予算であると思つてあります。大体こういう経過に間違ひなかつたかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

○愛知府委員 いささか詳細に御説明したいと思つておりますが、先ほども申しましたように、二十八年年度の予算の最後のとりまとめにつきましては、例年と違ひまして、前回といひますか、第十五國會の年内の審議が非常に遅くまでかかりました關係もありまして、時日に十分の余裕がなかつたといふことが第一の点でございます。

従つて暮れの三十日から三十一日にかけてつくり上げました第一次の政府の案は、あくまで第一次の案であつて、従来の例のごとく、予算の編成については各省所管の各予算案について事務當局間で内示をやつて、そしてそれをだんだん積み上げて、まず大蔵省として絶対不動の姿勢で行けるというところになつて閣議に提出するという段取りとは、今回の場合は違つております。この扱い方が違つておるのは二つの点がありまして、今申しましたように、事務的に申ししますならば、本来は各省に内示を十分やつて、各省間の話をだん／＼まとめて行つて、そして最後に積み上げたものを閣議に提案するといふだけの余裕が今回なかつたといふ、主として事務的な問題であります。

ところが第二の点は、これは私どものかね／＼の考へであります。が、およそ獨立國になつて政党政治がここに確立される以上は、われ／＼として十分政党内閣としての実を上げるような予算案でなければならぬ。従つて閣議に提案する第一次の案は、

大蔵省としての絶対不動のものではないと思つて、一府とりまとめたものを提出するのであつて、その後において十分与党との間に連携をとらなければならぬと思ひます。なお世論にもかんがみまして、直すべきところは十分直すのである。従つて第一回目に閣議に出たところの予算案といふものは、ざつくばらんに申し上げますればウェイトが輕いわけでありまして、これは一府とりまとめた主計局の原案といふものを閣議に報告したという程度のこと、ほんとうを言へばお考へいただいてけつこうではなからうか、私ども提案をする者の気持ちもさうでございます。まして、またそのことは、關係の必要とする向きには十分その間の経緯は説明しておるわけでございます。従つてそういう扱い方でありまして、その後においていろいろの段階を経て、増すべきところは増し、減すべきところは減らして、そして原案を最もよいものとして、最終的にとりまとめ閣議に提案をいたしたわけでございます。

○小川（半）委員 政務次官の御答弁を聞いておりますと、非常に私たちは大蔵省當局に対して不安を感じるのであります。従来大蔵省當局が立案したところの政府の予算案といふものは、非常に自信を持つた、確信を持つた予算案であつた。要するに一府決定したものが後日大幅の増減があるといふことは、あなたも御承知でしょうが、あまり例はなかつたのです。ところが今回の予算案を立案するに至つて、ほとんど決定的であつたものが後日やたらに追加されておる。これは國會で修正されるというものであれば別でありまして、が、いやしくも政府當局が政府の案を

立案したものが何回も変更されるといふようなことでは、これは自信と確信の乏しいものであつて、国民は不安にたえない。なぜ大蔵省当局が三十一日に案を発表するまでに、各省各閣僚と統一した、そして後日やたらに変更されぬような確信を持つたところの案を出すに至らなかつたのですか。相当の期間があつたのでしよう。私は最初大蔵省当局の人たちから聞いた話では非常に自信を持つた、確信を得た、国会で修正されない限りは政府の方ではもう何らの変更はないといふところまで行つていたといふようなことも聞いておりますが、初めからそういうふうなふやなものをつくつたのですか、もう一度伺ひたいのです。

○愛知政府委員 そういふ点に対しては逆にお尋ねしたいくらいに思つておりますが、そうだとすれば、大蔵省のいわゆる官僚がつくつたものが、それがそのまゝ通ることの方が御希望であるのかどうかといふことを伺ひたいくらいに思つてあります。それはそれといたしまして、私どももいたしましては、十分に政府側としても慎重にやりますためには、閣議に先に出した方がいいか、それとも内示をやつて積み上げて行つて出した方がいいか、これは方法論としていずれの方法も利害得失があると思いますが、先ほども申しましたように、国会の前の審議との関係もございまして、わずかの時日の間に、しかも慎重にやるといふ意味におきまして、まず閣議に一つの案を提出して、それから各省の意見を聞き、あるいは与党との連繫を十分にとるといふことをやりましては私は一向さしつかえないことだと思つております。

ります。のみならず私としてはその方が適当であると考えておりました。私どもとしては、現在国会に出しておきますものがそういう意味において最善といふことで自信を持つていゝるわけでありまして、先ほどお尋ねの点がございまして、主観的にはいろいろ前の案がよかろう、そういう意見の人も大蔵省にもあつたかも知れませんが、しかしこれは慎重に諸般の情勢を考慮して積み上げたものでありますから、今出しておきますものが絶対におかれ／＼として自信があるものと承けております。

○小川(半)委員 もう一度言ひようですが、国会で修正することは、これは何らさしつかえないし、大いに修正すべきです。あなたは官僚の出したものがそのまゝ通ることがかえつてわれわれは望ましくないといふような御意見ですが、いやしくも政府が——あなたは政府の立場の方ですが、政府が相當の確信を持つて立案したものが、後日与党の議員の圧力によつてそれが相当増額になつたとか、こういうことになれば非常に国民は不安に思ふ。堂々と国会において与党の議員といふこともこれを論議して、修正する場合は何を言はんや、政府と関係のないものがその圧力でもつて予算の増減を、国会の審議を経ずして予算といふものが左右されるということとは国民が不安に思ふから、私はこの点をお尋ねしているのです。御承知のようになつて、たとへば予算案を見ても、二十八年年度の予算で想像できるごとく、一千六百十二億円の公共事業費等は款項目の区分がきまつていないし、いかにずさんで、予算のふんどりの乱

脈であつたかといふことは、吉田総理も大体その点をおわしておられるし、ある新聞は、予算の決定にあつて閣僚自身が戦国時代のふんどりをやり、群雄割拠の觀を呈したと報じている点を見て明らかであります。そこであつたに伺ひたいのは、最初の案があなたによいと思はれるか、あるいは最後の案の方がよいとお考えになるか、この点を私は伺つておきたい。

○愛知政府委員 その点は先ほど申し上げたつもりでございまして、私といたしましてはもちろん最後の、今国会に提案されておるものが最善のものと考へております。

○小川(半)委員 実は大蔵省の役人の中でも二、三の人たちは、どうも最初案は相當確信を持つてつくつたのに、あとで与党の議員その他から圧力があつて、いろいろ増額しなければならなくなつた、この増額の分は、どうも利権的危険性があるといふことを大蔵省の役人すら言つていた予算であつて、あなたはそういう予算が非常にけつ／＼だとおつしやるならば、それで私は何を言はんやであります。とにかく今度の大蔵大臣の説明を聞きまして、政府は国民に向つて資本の蓄積とか、あるいは貯蓄の増強を説教してゐるのではありませんか、政府自体がやたらに消費の支出予算を増額してゐるようなことでは、国民は納得できないのであります。私はこういう立場から、以下二、三、三三三局にお尋ねしたいと思ひます。

が、本年三月半ばあるいは三月末となつてゐるものもあるのではありませんか、これらはどう処置されるのであるか、あるいは期限に回収されるのか、あるいは延期されるのか、この点を伺ひたいのであります。

○愛知政府委員 指定預金の問題でございまして、ただいま御指摘のようには、三月十日あるいは三月の半ばに期限が来るものが相當ございまして、これは御承知のように、国庫金の正常は抜い方といたしまして、年度を越えて預託をしつぱなしといふことは相當疑点のある問題でございまして、できれば国庫制度としてはこれを回収いたしたいわけでございます。しかし現在の金融情勢から申しますと、特に庶民金融の關係において預託をいたしてあります指定預金については、これを引揚げるといふことは相當金融上むづかしい問題だと思ひますので、国庫制度の許し得る範囲内におきましては、私どもとしては必要に応じて期限を延期する、あるいは回収を猶予するといふ措置をとりたいと思つておりますが、まだその詳細な金額等を決定するに至つておりません。

のであるが、今日国民の声として最も多く聞くのは、政府は金融資本家を擁護してゐるということでありまして、何々銀行、何々相互銀行等という大廈高樓のビルディングが各地に建設されて行く、国民の所得が一向に上昇しないのに、どうも資本家のみがふしぎに太つて行くといふことは、国民がやはり納得することができない。

〔委員長退席、漢委委員長代理着席〕

中小企業者あるいは零細な階級は、ときには二万、三万の金で突き當つてしまふのでございまして。しかるに現在の日本においては、市中銀行は十萬円以上、相互銀行は、これもかつて無尽会社といつていたところは五萬以下でも融資したのであります。銀行といふ名がついてから非常にいばつてしまつて、五萬以下は融資しないといふような態度をとつております。こうした実情であつて、零細階級にとつてたゞ一つ最も頼みとするのは国民金融公庫であります。これも運営資金が十分でないために貸付の要望を満たすことができないような状態であります。こうした実社会の中から必然的に起つて来るところの国民の声といふものは、市中銀行や相互銀行等の政府指定預託の資金に使用したりしてゐる銀行なども相當であると聞いておるのであります。われわれは、おそらく政府はそういう趣旨で指定預託をしておるものではなくして、あくまでも中小企業者の産業の振興のためにやつてゐるものだと思つてゐるにかかわらず、そういう政策面に融資せずして、今申し上げたやうに自己の建設資金に充当しておる。こ

ういふことはやはり国民が納得しないのであるが、今日国民の声として最も多く聞くのは、政府は金融資本家を擁護してゐるということでありまして。何々銀行、何々相互銀行等という大廈高樓のビルディングが各地に建設されて行く、国民の所得が一向に上昇しないのに、どうも資本家のみがふしぎに太つて行くといふことは、国民がやはり納得することができない。

〔委員長退席、漢委委員長代理着席〕

中小企業者あるいは零細な階級は、ときには二万、三万の金で突き當つてしまふのでございまして。しかるに現在の日本においては、市中銀行は十萬円以上、相互銀行は、これもかつて無尽会社といつていたところは五萬以下でも融資したのであります。銀行といふ名がついてから非常にいばつてしまつて、五萬以下は融資しないといふような態度をとつております。こうした実情であつて、零細階級にとつてたゞ一つ最も頼みとするのは国民金融公庫であります。これも運営資金が十分でないために貸付の要望を満たすことができないような状態であります。こうした実社会の中から必然的に起つて来るところの国民の声といふものは、市中銀行や相互銀行等の政府指定預託の資金に使用したりしてゐる銀行なども相當であると聞いておるのであります。われわれは、おそらく政府はそういう趣旨で指定預託をしておるものではなくして、あくまでも中小企業者の産業の振興のためにやつてゐるものだと思つてゐるにかかわらず、そういう政策面に融資せずして、今申し上げたやうに自己の建設資金に充当しておる。こ

庫に充当する意思があるかどうか、お伺いしたいのであります。

○愛知府委員 結論から申し上げますと、さしあたりこの三月に期限が到来するものについて全部回収をして、国民金融公庫あるいは住宅金融公庫へ移しかねるというところは考えておりません。これは御承知のごとく、国民金融公庫及び住宅金融公庫に對しましては、現在御審議を願つておる予算案におきましても相当多額の出資を予定しております。それから先般可決された補正予算においても、国民金融公庫等については出資をやつておりますので、その方で私どもとしては十分だと考えておるわけでありまして。

それからおつけ加えて申し上げておきたいと思ひますが、この指定預金という制度は、制度自体としてはあまり望ましいものではないと私も考えておりますが、幸いにしてと申しますか、二十八年度の予算案におきましては、私も基礎的な前提条件として、景気が非常によくならないようになことはなからう、たとえは国の関係と民間の資金との関係から申しますれば、財政資金はむしろ散布超過になる。その反面において国庫に余裕がないのでありますから、指定預金などをやり得る限度というものは、二十八年度の特に後半期においてはほとんどなくなると思ふのであります。そういうところから、問題は根本的にきれいな形になると言つては言い過ぎかも知れませんが、基本的な政策の転回によつて問題が解決されて行くのであつて、こういうふうな推測的な指定預金というものをたよらなければならぬ、またこれをやらなければならぬということ

が基本的には薄らいで来ると思ふのであります。自然問題はそういう方面から解決されて行くものと思つておるわけでございます。

○小川(半)委員 大体今の点は了承したものであります。政府も努めて社会保障制度の実現に努力したいということを目ざらうと言つておるのであります。大蔵省当局の立場として社会保険制度のために努力することは、何といつてもやはり金融を通じて零細なる国民を救ひ上げて行くといふところに心をいたさなければならぬと考へます。従つて今申し上げたように、將來は国民金融公庫あるいは住宅金融公庫の方に現在より以上に融資を増額するように、この際特に要望しておきます。

次に預貯金利子に対する所得税の源泉徴収課税の税率が、今回百分の五十から四十に引下げられたことは、預金者のために喜ぶべきことでありまして、これは先ほどから申し上げておりますように、私は、資本蓄積やあるいは貯蓄増進の立場上、さらに引下げべきであるという意見を持つておるものであります。大蔵省当局の御意見を伺ひたいのであります。

○愛知府委員 この問題は私も御趣旨もつともだと思ふのであります。この税制の改正案をつくりまして、この税制の改正案は下り得ないものかといふことを実はいふん研究もいたしました。しかし現在のところにおきましては、預貯金の吸収について、この問題に限らずいろいろの方面から政府としても援助をいたしてあります。また他との権衡ということも相当考へなければならぬので、

一応源泉の税率を五十から四十に下げるといふ程度でこの際としては最も適當であらうという結論を出したわけでございます。なほ御趣旨の点につきましても、いろいろの点で機会あるごとに考へて参りたいと思ふ次第でございます。

○小川(半)委員 次に民間資本の蓄積上、市中銀行初め各種金融界を通じて金利の引下げが必要と思ふのであります。金利が高ければそれだけ生産コストが高くなり、国民は高い品物を買わなければならぬ。また貿易の面を見ましても、コストの高い品物は、それだけ海外市場において外国の製品と太刀打ちができない、圧倒されてしまふのであります。現在の日本の製品が十分に海外に進出できないのは、大体金利の分だけ外国製品よりも高いからでして、私も貿易製品についていろいろ調査してみましたが、日本の品物の高いのは、結局金利のためにそれだけ高いのです。もつと金利が安ければ、日本の製品がそれだけコストが安くなつて海外に進出することができ、こういう貿易振興の上から見て、どうしても日本の生産コストを低くしなければならぬ、生産コストを低くするには、やはり金利を低くすることが最も適切な方法である、かように私は考へておるのであります。この点について大蔵当局の御意見を伺ひたいのであります。

○愛知府委員 金利の引下げにつきましては、大蔵大臣の財政演説の中にも触れておるくらいでございます。政府としても何とかして金利の引下げをやりたいと考へておるわけでありまして、ただいま御指摘もございましたが、御承知のように大体の傾向として、世界的に考へまして、戦前長きにわたりました日本の金利は外国よりは相當高かつたのであります。しかし概して言へば、アメリカの貸付金利に對して二倍程度であつたように私は思ふのであります。現在これが三倍以上になつております。従つて、國際的に見ても現在の金利を少くとも五割程度下げたいといふことは、これは當然なわけ／＼の希望なのであります。しかし一方におきまして、金利の引下げについて強権を發動するといふようなことになりまして、非常にこれまた弊害が多いので、われ／＼といひました。では、この点についてはなか／＼手の込んだような手を用いて行かなければならぬまいと考へておるのであります。さしあたりこの三月の決算期に各金融機関の決算の状況等をよく見まして、少くとも貸付金利については現在より一段下げることをいろいろの点からリコメンドして、そうして金融界が自主的にさうな結論を出してくれ、ことを期待し、またその協力を求めようといひたしておる次第でございます。

○小川(半)委員 次に目下提出されております法律案に最も關係を持つところの減税の問題についてお尋ねしたいと思ひます。個人の所得税減税額が七百三億五千万円であるのに、法人税の減税額が百二十九億四千万であつて、個人に比べて法人税の減税が至つて僅少であります。しかるに改正案によると、収入見込みは個人も法人もやと同額であります。政府が幾たびとなく言つてゐるやうに、生産の増進こそ現下の日本に命ぜ

られたところの最大の課題であります。その生産の役割を果すものは法人組織の企業体であることは私から申し上げるまでもないことであつて、この法人が、資本の蓄積の余裕もなく、ことごとく税金に吸ひ上げられて行くようでは、経済の自立も困難であり、生産が低下するばかりであります。今日の法人企業者は、一方においては税金に追われ、一方においては金利に苦しめられて十分の成果を上げるのができないのであります。結局資本の食いつぶしによつてその場を濁してゐるような現状であります。こういう立場から考へるときに、私は、今回の法人税の減税が至つて僅少であるのではな

いかと考へるのであります。大蔵省当局の立場を明らかにしていただきたいのであります。

○愛知府委員 まことにごもつとでございます。これは、昨年暮れの当大蔵委員会において向井大蔵大臣も率直にその見解を申し上げた通りでございます。まして、できればこれは法人のみならず、個人の分についても減税をいたしたいという気持はやま／＼でございます。ただ全体の財政需要に對する計画から申しまして、今の日本の経済の状況が申し上げるまでもございませぬが非常に零細化し分散化しております。ある一定のところに手をつけると歳入が非常に勢いで減りますので、その關係上現在程度の案におちつけてあるわけでございます。なお、減税の法人、個人を通ずる比率その他につきましても、主税局長からお答えいたします。

○小川(半)委員 このたびの所得税法の改正法案中の第三条の二、第六十七

条の二項、第六十七條の二の規定は、これは中小企業者の協同化によることの経済活動を著しく便害するものであり、中小企業者の権利を著しく侵害するものであるという声が高い。過日社会党の代表者もこの企業組合の点について相当つた意見を述べたから、私はその深い内容は省きますが、ともあれ、今回の改正案が、企業組合、中小企業等の協同組合を圧迫するものであり、その趣旨に沿わないという意見が強いのであつて、今までの政府の説明あるいは答弁では、この種の組合員たちは納税できないのではないかと思つてゐる。従つて私といたしましても、いま一步納税の行かない点があり、この点について政府の十分なる説明を願ひたいのであります。

○渡辺(喜)政府委員 御説明申し上げました。第三條の二に一応規定がつくられましたのは、これはわれ／＼はいわゆる実質課税と呼んでおりますが、その意味において、現在においても当然こういうことをやつてゐるつもりであります。一番顯著な例は、株式会社株主を重役の名義にしてゐるという場合がよくございませう。一応商法の関係から見ますと、重役が株主になつておりますから、当然その重役に配当金が行く。しかし内容的に見てみますと、その重役は単に名義だけでございまして、結局会社の方へ全部配当金が行つてゐる。こういう場合に、株主なるがゆえに重役に所得税を課税することは非常に苛酷に当りますので、その内容を見まして、会社の方にはつきり利益に載つてゐる、重役の方の取得になつていないという場合におきましては、

現在におきましても会社の方へ課税して重役には課税しない、こういうことをやつておる次第でございませう。同じような事例が間々ございまして、その関係はわれ／＼当然のことと思つて今まで法律を施行しておりますが、一応この機会にはつきりさせたいというのが、第三條の二の規定でございませう。

それでこれに多少関連があるのが、片方の第六十七條の二の問題であります。これが現在一番企業組合の方々が御心配になつてゐる規定でございませう。正直に申しまして、われ／＼は企業組合につきまして、これははつきり中小企業協同組合法でできてゐるものでございませうから、企業組合そのものをどうしようという意圖は手頭ございませう。ただ現在の実情を見て参りますと、企業組合が、いわば一種の屈出的なことでもつて自由に設立され得る法制になつてゐるせいもございませうが、非常に極端な例を申しますと、何ら実体的に組合らしい姿をとりませんで、会費をつたふようなやつでございまして、一応本部がございまして、そこでもつて企業組合といふかつかつと取りまして、内容はちつとも昔とかわらないうやうな場合がございませう。こういうやうな姿のものにはたして企業組合かどうかといふことについて、非常に疑わしい場合があるわけではございませう。少くとも課税の上におきまして、そういうものをそのまま企業組合としての課税をやつて参りますれば、普通の個人の事業者の方々の負担の不均衡が非常にひどくなつて来る、こういうことは思はしくないのでないか、これはやはりその実体に沿つて課税して行くべきではないか。事実調査をすつ

と進めて参りますと、ほんとうの意味の企業組合の場合もあれば、間々そういう場合もあつて、この調査のやり方につきまして、実はずいぶん税務署は苦勞しております。結局実体を備へてゐる企業組合でございませう、はつきりその実体を備へてゐるというところを見せなければならぬ、われ／＼としましては非常に仕事をややういふのでございませうが、実体を備へてゐない企業組合であります、実体を備へてゐないがゆえに、なか／＼内容を見せにくございませう。従いまして、何とかないがゆえに、なか／＼内容を見せにくでないものといふことははつきりさせる上におきまして、税務署の方で非常に仕事に手を食ふ。そのためにほかの一般の方の調査にも手が行き届かぬ。こういうたうな事例がございませうので、第六十七條の二の規定をつくりまして、そうして実体を備へてゐるかないかないかといふことにつきましては、納税者の方の御協力をお願いする。決してそれ以上この規定が目的を持つてゐるわけではございませう。

ただ企業組合の方が御心配になつてゐるの、いろいろ従来の経過がございませうので、実体を備へてゐるものに対しては、その規定を使つて、いわば税務署の方でもつていやがせのこととをせしやしないかといふことを非常に心配されておるようではございませう。私も企業組合の方に幾人かお目にかかるとしてお話を承りました。それで私は申し上げておるでございませうが、前回も申し上げましたが、この規定によつて実体を備へておるものをどうしようとするつもりはないし、また健全な企業組合の発達を阻害する気は手頭ございませう。

せん。そこで具体的な関係でございませうが、少くとも従来税務署が企業組合の実体を備へてゐるものとして認めた分につきましては、この規定を援用することによつてそれをひつくり返すというものはしないようにした方がよいのではないか、かように考へております。税務署の方で企業組合として認めたといふことになつておるものの中にも、実は内容的に見ますと幾つか疑わしいものもあつて、それにこたつてこの規定を使うといふことになりませう、やはり問題が大きくなりませうから、そういうものにはこの規定は使わないといふことははつきり申し上げまして、これによつて決して健全な企業組合の発達を阻害するものではないといふことをはつきりさせておきたいと思つております。

○小川(半)委員 大体了承できたのでありますが、実体を備へておらない企業組合なども中にはあるだらうと思ひます。その一部の企業組合によつて多くの実体を備へておる企業組合が非常に迷惑をこうむるとか、あるいは絶えず何らか税務署からにらまれたり、あるいは税務署の人たちが絶えず参つて多忙なる仕事を妨げられる、こういう場合が起り得ると思ひます、そういうことのないように十分注意しなければならぬと思ひます。従つて将来は、そういう実体を備へておらない企業組合に対して、十分実体を備へるようにならうと思ひます。日本においてはこの企業組合制度は、その育成によつては日本獨特の非常ないいものになるだらうと思ひます。これが脱税行為のためにあつて企業組合をつくるおるものであるといふやうな、そ

ういふ悪意でこれを見たり解釈するやうな考えもあるいは起り得るだらうけれども、しかし日本の零細な産業には、こういう組合が必要であるといふ好意的な解釈の上に立つてこれを育成して行くことが私は必要ではないかと思ひます、この点において十分の御協力を願つておるものでございませう。

最後に物品税に關してお尋ねしたいと思ひます。従来から物品税は悪税であるといわれて来たのでありまして、国会においても幾たびとなく物品税の廃止を唱へて来たのでございませうが、しかし国家予算の關係上、物品税はこゝとこ全廃するといふわけにも行かぬだらうと思ひます。従つて今回は、一応二十億円の物品税の減税を立案したのでありますが、私たちがあらゆる角度から勘案してみるときに、二十億の減税ではまだ足らぬように思ひます。できれば六十億か七十億くらいのことまでござうたいと思ひます。しかしその結論は一応今後につくこととして、われ／＼は大いに修正もし、また意見も述べてみたいと思ひます。そこでどの品目を減税に置くか、あるいは廃止するか、政府の方でもいろいろ案があるだらうと思ひますが、とにかく日本の文化性に富んだものといふ点を特に私は強調したいのであります。私は方々の國を歩いて参りましたが、特にその國の代表的な美術工芸品といふやうなものは特別扱いをしてゐる國などもございませう。そうすることによつてその國の美術工芸品を海外に進出せしめ、あるいはまたその國の文化の高さといふものをさらに助長する上においても役立つといふ立場から、諸外國においては、その

代表的な文化的、美術的なものに対しては、相当高額のものがあつても物品税を課しておかぬ国などがあるのをごさいます。わが国においても、日本は将来何といたしましても外国貿易に依存しなければならぬ。日本の象徴たるべき美術工芸的なものを将来大いに海外に発展せしめなければならぬ。そういうものに対して、物品税などを課するということはどうかと思つておられます。あらゆる角度から妥当性のあるところの免税点、あるいは撤廃などを政府において考える必要があると思つておられます。われ／＼はもちろん今度の二十億には不満でありま

す。場合によつてはもつと修正の意見を出すかも知れないのですが、こういう点などを十分御考慮に入れておいてほしいと思つておられます。以上をもつて一応私の質問を打ち切ります。

○渡辺(参)政府委員 企業組合の点につきましても、私も全然先生の御意見と御感でございます。やはり企業組合を健全に発展させて行くというところに

つきましては、われ／＼も十分協力すべきものと思つておられます。ただそのお立ちの期間におきまして、いささか不幸な宿命があつた。おそらくその当時の税金が、現在よりもさらに高かつたといつたところから、いわばこれをつくりさすれば、その内容がどうであれ、税金は安くなるのだというところだけでできたところ、に、不幸な星を背負つてゐるものではないかと思つておられます。今度のような規定をつくりましたのも、でき得ればこれによりまして、本来の企業組合とそれでない企業組合とをむしろはつきりさせようじゃないか、そうして現状にお

きましてそうでないものでも、将来そうである本来の企業組合に発展させて行くというならば、おのずからそこで企業組合としての税金の負担を受けるといふ姿に持つて行くという意味におきまして、むしろにせもの本物とを区別するということが、企業組合をほんとうに健全に発展させて行くうえにやないか。私は少くとも企業組合である限りにおいては、やはり協同組合精神といふものがその底に横たわつていて、相当部分においてやはり業者の間に利害関係の共通性がなければおかしいのではないかとしようかなと思つておられます。実は持つておるものであります。そういうふうなほんとうの意味の企業組合が発達して行くためには、やはりそうでないいせ企業組合をこの際につ

きりさせる方がよいのじやないかというふうな気持におきまして、こういうふうな立案をしてゐるわけでありま

す。いい組合が伸びて行くことにつきましても、われ／＼としても同じよう

に協力して行くべきものであると考へておるものであることを申し上げておきたいと思つておられます。それから第二の物品税の問題でございますが、これはいづれ法案が提案され

ても、値段が非常に高い。値段の点から言いますと、こんな高いものというところが出て来るわけなんでありま

す。そうしますと、これは文化的には値打があるが値段の高いもの、文化的に値打がないが値段の高いものというの

のいろいろ、交錯して参りまして、非常に複雑な問題になつて参りますの

で、どうしてもやはり物品税としては課税しなければならぬという問題になります。税率があまり高いということになりま

す。税金があまり高いということになりま

す。ただ歳出の方の関係がいろいろ大きくなつておられますので、税務の当局

だけの狭い範囲からしますと、もう少し全体の税率を下げたいという気持を

持つておられますが、なか／＼歳出の方の要求からそうできないという点もござ

いますので、実は苦慮いたしておるわけ

でございます。いづれ法案を提出した機会におきまして、十分御審議を

お願いしたい、かように思つております。

○佐藤(参)委員 ちよつと関連の質問ですが、おそらく渡辺主税局長よりも、むしろ企業組合をつぶすための案を出されたのは今度国税庁長官になられた平田さんだと思つておられます。平田さんにお聞きしたい。一体われ／＼も、企業組合のことについては、地方において中小企業の救われる道はここより

ないと思つて、実は中小企業庁ができ

て以来、中小企業のために闘つて来た

わけでございます。先ほど同僚小川委員から言われましたように、先日福岡

県にありました懸望の企業組合をわれ

は大蔵省の机の上では、数字上から見られる点で非常に楽なように言つておられますけれども、今日地方において一番恐れられておるのは、やはり税務署の役人でございます。それは税務署の役人がこわいのじやない。税務署の役人のとる税金がこわいから恐れられておるといふことをわれ／＼は認識しておるのでございます。従つて現在大きな会社は法人の組織にしまして、株式会社その他の方法でいろいろ会社の金を使ふやうないわゆる社用金というものができまして、相当余裕のあることをやつておられますけれども、個人経営をやつておられます中小工業者は、やはり自分たちが共同して、協同組合化によつて自分たちの生活を助ける以外に道はないという趣旨で、企業組合というものができたわけでもございまして、中には先ほど申されましたように、非常に不備な点もございまして、これは初めてできたので不備な点もございましてけれども、しかし中小企業組合ができた理由には、中小企業が大資本に勝つ道はこれ以外にないという立場からできたのでございまして、決して脱税のためにできた組合ではございせん。なるほど渡辺主税局長あるいは国税庁長官のよいないいわゆる有識者、われ／＼の質問に十分答弁のできるような方のおつしやるその趣旨においては決して間違つておりませんけれども、末端の税務署の方になりますと、簡単にそうは参りません。少くともこの法律ができません、この法律をたてにして、さらにかれらはかつてやつたような中小企業ぶつつぶしのために急先鋒になつてやることは、今までの例から想像されるのであります。伝家の宝刀を抜くのは最

後であつていいので、どうにかこのごろ三年か四年で芽が出て来たものをどういう法律で抹殺するやうなことは、今の日本の国情からいたしまして片手落ちではないか、もう少し大きな方の、いわゆる大株式会社の重役やあるいは社用金の徴収をした方がもつとやりがいがあるのじやないかといふことが一般にいわれております。そういう点において、これについて私はあらためて質問いたしますが、幸いに国税庁長官も来られましたから一応申しておきますが、そういう点で一体あなた方は大蔵省の重要な役人として、中小企業のこれからの方き方をどういう方法で教へようとするか、そういうやうな思ひついで、これを育成するといふ愛情があるかどうか、この点についてひとつ御答弁を願ひたいと思つております。

○渡辺(書)政府委員 これは私見でございますが、私は中小企業が伸びて行く上におきまして、協同組合的な動きによつて動いて行くといふことは非常に大きな問題だといふふうに思つております。従ひまして、今度の税制におきまして、先ほど小川委員から御質問がありましたように、法人税の方ではあまり減税してないじやないか、何で所得税を中心に減税しているかといふことは、別にいろいろ申し上げることもございしますが、とにかく現在におきまして減税をなすべきとすれば、まずもつて所得税を中心とした減税がなされるべきではないかといふやうな意味において案ができてゐるわけでございます。特に協同組合として中小企業が動いて行くといふことにつきましても、私はもちろんそうあるべきだと思ひます。その方向で働くことにつき

ましては、税制の方ではそれを促進するやうな措置をこそすれ、ごうも阻害するやうなことは考へておりません。ただ繰返して申して恐縮でございますが、遺憾ながら現在企業組合と稱してゐるものの中には一教から申ししますと全体で一万ほどございしますが、たとえば七割よりも三割、三千といふ数が残るわけでもございまして、それが遺憾ながら実態は備へないで、ただ名前だけで、いわば会費をとつて企業組合という看板をかけてゐるというものがあつてございまして、その意味におきまして、それとほんとうの企業組合と區別して扱わざるを得ないといふふうに考へております。

○久保田委員 今渡辺さんから、にせ物と本物といふやうなお話がございまして、この企業組合に対するにせ物と本物といふことが私にはよくわからないうのですが、協同組合法に基いて企業組合といふものができておる。その企業組合に対するにせ物がある場合には、国税庁の方から出されておる九原則に沿わないものは、全国の税務署において、お前のところは九原則にあてはまつておらないのだから認めるわけには行かないといふことで、これは規則の面でははつきりしておると思ひます。それを今あなた方がにせ物、本物といふやうな言葉を使つて、そうして三つ以上の事業所を持つておるものに對しては、これを企業組合と認めない、こゝ言つておられる。そういうことであれば、合名会社、有限会社、協同組合、企業組合、日本の零細業者といふものは全部つぶされてしまふ。こゝであなた方がいかにやうなことを申されようとも、そんなことは聞えませ

ん。あなた方が末端の税務署の係の方にかつて仕事をなさるならばこれはまた別です。そうじやありませんか。だからこの法律ができると同時に、佐藤君がただいま申しましたように、零細業者が全部つぶれてしまふといふことになつてはいけないのです。そこでこゝういふ法律を出される前に、まず今日の日本の個人所得と法人との税の体系といひましようか、この基本的な問題を先に考へてこれを改革すべきである。それを改革せずして、今度六十七条の二、あるいは三条の二項を出されたといふことが、私たちにはわからないのであります。こゝうした問題については、私またいろいろ質問いたしますが、あなたがさつきににせ物と本物といふやうな言葉を使つたので、これに對する関連質問としてお伺ひするわけでありまして。

○渡辺(書)政府委員 国税庁で出しました九原則といふお話が出ましたので、これについて一言申し上げます。これは本来の意味の企業組合であるかそうでない企業組合であるかといふことを一応外形的に判断する一つのめどとして、国税庁が通達を出したものであります。中を見ても、実は非常に不十分な点が多々ありまして、問題として解決があとに残されておる点があることは、現在税務の上において幾つか非常な軋轢が起つておることなどから察知されるのじやないかと思つております。やはり企業組合である限りにおきましては、協同組合にある意味におきまして、協同組合精神といふものが貫いておるといふことが企業組合の中の本質的なものじやないかといふふうに思つております。

従ひましてその一つの現われといひまして、やはり企業組合である限りにおきましては、相当部分において組合員相互間に利害關係の共通性がなければおかしいのじやないかといふふうに思つております。それで幾つかの企業組合と稱するものについて見てみますと、お互ひの間におきましては完全な独立採算でありまして、ただ月に何百円とかいふ会費を一応出しておるといふだけのものがございしますが、これは私は企業組合としてのものじやないのじやないかといふふうに思つております。しかし現在の制度は一応届出制度になつております。これは中小企業庁が本質を備へていないものをさぐさうとするといふことをやれば、あるいはそれで問題が片づくのかも知れないが、なか／＼そういうことは行われておりません。従つてそういうやうなものは、やはり企業組合としての本質を備へていないものと私は考へております。それで九原則が一応その境目になつてゐるのですが、九原則の中には実はいささかどうかと思はれるやうな分節がございまして。たとえば看板がどうなつてゐるとかいうやうなことがあつて、それが、そういうやうな末梢の問題ではなくて、本質的な問題は、今申したやうな点にあるのじやないかといふふうに考へております。それで六十七条の二につきまして、多少誤解があるのじやないかと私は思つておるのですが、これはあえて企業組合だけではなくて、最近また有限会社などの形をとつてゐるものもございしますが、どちらにしてもみな同じやうなんですが、五つ以上の事業所を持つてゐる場合において、従来の人が相かわらずその店

の営業主のような仕事をしたいらつしやる場合においては、一応そのした企業組合の本質を備えているといふことを納税者の方から見せていたいただきたい。それが今申しましたような原則に合つていけば、本来の企業組合であれば、これはもちろんそれなりに法人税を課税し、他の課税も行つて行く。ただ今まで見て参りますと、そうした税務署へはつきり見せましてちつとも困らないような組合は、実はほん／＼見せてくれているのです。それで税務署をとつていふような組合になりますと、見せたいにも見せるものがないのですから、それで税務署の方でもつてまあ調べてみる、こういうふうな態度に出まして、全然協力しない組合もある。こういうような点につきまして、税務署は実際手を焼いておりまして、そのためにほかの仕事もできなくなつてゐる。いろいろの意味において課税上の欠陥もできて来ている。これが遺憾ながら実情だと思ひます。従ひましてやはり税務署にも他の仕事もございしますので、もう少しゆとりがでますように、何かこういうような規定をつくつていただきたい、これがわれ／＼の立案した趣旨でありまして、合名会社とか企業組合をつぶそうという意図は全然ございせんことを、御了承願ひたいと思ひます。

○久保田委員 それでは三条の二と六十七條の二項と二、もしもこの法律ができたとしてもならば、あなたが今答弁されたようなことで、これが残つてゐると思ひますか。残りませんよ。全部がつぶされてしまひます。合名会社、有限会社、これは三条の二に

ひつかかります。同時に協同組合あるいは企業組合、これらの日本の零細業者の人たちは全部倒れてしまひ、こういう法案は、おそらく自由党の委員の方々も賛成はなさるまいと私は思ふ。だからこういう問題については、今渡辺さんのお話になりましたこの九原則の問題とあわせて、私は協同組合法の精神をよく考えていただきたい。そうして会費だけかけて企業組合であるといつていふような組合は法に沿わないものであるから、こんな組合はつぶしてよいと思ふ。けれども九原則に基づいて税務署と相談し合つてやつてゐる組合は、それはそれでいいのではないか。それになぜ無理にこういうような法案を出して零細業者をつぶそうとするのか。これは第二の池田さんのようなお考えをなさるのか、それを伺ひたい。

○渡辺(喜)政府委員 今あなたのお話になつたお考えと、私の今考えてゐることは実は同じなんです。決して違つたことを考へてゐるわけでもございせんし、違つたことを意圖してゐるわけでもございせん。六十七條の二は御承知のように推定するといふ言葉になつております。ですから要するに納税者の方からこういう内容があるものだということをお話しされれば、もちろん推定はそれでつてすぐつがえるわけでございます。なおもう一つつけ加へさせていただきますと思ひますが、末端の税務官吏がいろいろ立証について意地悪いことをするのはないだらうか、あるいは少くとも今お話しになりましたように、もうすでに税務署が認めてゐるものを何もくつがえず必要はないじやないか、これは私も、前については非常に心配してあり

ますし、あとについてはお話の通りだと思ひます。末端の税務官吏の監督につきましては、幸ひ国税庁長官がおりますから、責任ある答弁をしていただきたいと思つております。それから今国税庁、中小企業庁とわれ／＼が打合せておりますのは、少くとも現在税務署が一応認めて法人税を課税するような組合につきましては、このものについて多少問題が残つてゐるものがないとは言へませんけれども、一応そういう形をとつておりますから、そういうものにつきましては、この推定規定によつてくつがえずといふことはしない、そのものにはこの推定規定は使っておりません。従ひましてもうすでに税務署で認めてゐるものにつきましては、この規定によつてごた／＼したトラブルは起きない。それをわれ／＼の方で一応はつきり覚書を交換しうとしております。従ひまして御心配になつてゐるそういう問題につきましては、われ／＼はこの新しい条文ができたとことによつてとやかくすることはしない、かように考へております。

○久保田委員 ただいま私と考へ方が同じだとおつしやいました、それでございしますれば、三条の二、六十七條の二項と二を削除してもらひたい。そうすると私とあなたと考へ方が同じになるわけですか。

○渡辺(喜)政府委員 私が申しましたのは、健全な企業組合は生かして行くべきではないか、それから今の会費をとつたぐらゐの組合はつぶれてもやむを得ないというふうにおつしやいました。その意味につきまして、私は同

じような考へを持つてゐると申ししたのでございします。これを削除するといふことは、先ほどはまだお話しがございませんでしたから、私はそれについて賛成したとは申し上げませんでした。

○久保田委員 その削除の問題について、あなたと私は意見が一致してゐるのだから、重ねて削除してもらひたいといふことをお願いすると同時に、もう一つは、あなたが申された推定——税務署の人は、業者はそう考へてゐるだらうが、それは行かない、税務署はこう推定すると言ふ。これが一番恐ろしい。こういうものがこの中に入つてゐる。これで納税者がどれくらい苦しいのかはとんでもない恐ろしい問題だ、そうお考へになりませんか。

○渡辺(喜)政府委員 この問題は、今の企業組合の実態を備へてゐるかいなにかという場合についての推定の問題でございします。従ひまして私が先ほど言つたように、企業組合がもしそういうふうな会計のはつきりしたものを持つておれば、それをお見せ願ふことによつて、税務署も容易に納得するような立場に立つべきものである、かように考へております。なお末端の税務官吏につきましていろいろ心配があらうと思ひますが、この点については平田長官から御答弁していただきます。

○平田政府委員 末端の問題が問題になつておりますが、これを監督しますのは私の責任でございしますから、そのは私の意味におきましてはつきり申し上げておきたいと思ひます。この問題は、委員会におきましてこのように非常に重要な問題になつてゐるといふことを私もよく頭に入れまして、第

一線で行行に移す場合に、慎重な上に慎重な方法をとるようになつてほしい。それは単に説教で言うだけではないで、適當な手段をとりたい。つまりこの規定を発動する場合におきましては、国税局の承認を得るといつたような方法をとらまして、御趣旨にはあつてゐるようなことがないよう、運用の面におきまして十分な措置をとりたいと思ひますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○坊委員 所得税の改正等につきまして、渡辺局長にお尋ねをしたいと思ひます。今回の所得税法の改正によりまして、各種の控除の引上げとか、あるいは少額所得者に対する税率が引下げられたといふことは、私も非常にけつこうなことだと思ひます。しかしながら改正案をながめてみましても二十万円超、三十万円超、五十万円超から百万円までぐらゐの階層に対する税率がすえ置きになつております。おそろく御出席の渡辺局長も平田長官も専門員の方々もこのあたりの階層に属するものだと私は思ひますが、これらの階層こそは日本を背負つて立つ中堅の階層でございまして、このあたりの税率が現行法通りにすえ置かれておるといふことは、これらの階層が決して軽い負担ではない、なお非常に重いといふことを私は感ずるのでございします。しかしながらこれらの階層たるや所得税の構成上非常に重要な分子を占めております。税額においても人数におきましても、これは最も重要な階層だと思ひます。そこでこの階層に対する減税を行うといふことは、ことに容易ならぬことだと思ひますが、しかしながらひるがえつて考へてみますと、これらの階

層に対する減税というものは、相当貯蓄の方面に資金がまわつて行くということも考えられますし、また一方これらの階層に対して給手を支払いまする会社その他にいたしまして、現実には源泉徴収してありますから、如実にこの階層に対する給手を引上げるといふことは、いくら引上げても源泉でもつて非常にたくさん課税しなければならぬといふことがございまして、感じられるものでございまして、引上げるときは給手を引上げず、給手として支給すべきものが、往々にして会社等におきましていわゆる社用経費といふことで、実物給手の形でもつて飲み食いその他に充てられておるといふようなことも見受けられると思ひます。これらのことから考えてみますと、給手として受けるならば当然自分の月給袋に入つて自分のふところに入つて来るこの金と、会社の社用として使われる金と、金に対する考え方が非常に違つて来る。そこで月給袋に入つて来る金なら非常に大事にするが、社用の金といふことになりまして、勢い乱費の傾向になつて来る。かようなことから考えてみまして、私はこれらの階層に対する税率は、すでに所得税としての限界に來ておるのじやないか、つまり酒の税率が高いから酒の税率を引下げるといふことによつて、決して酒税全体が減収にならなくて、むしろ増収になるというようないふこともあるのでございすが、この中堅階層に対する所得税の税率をある程度引下げることによつて必ずしも減収にならないのではないかと、また減収になつても、これらの階層に対する減税といふことは、今日日本としては最も大事なことであらうと思ひ

のでございすが、この点に關しまして渡辺局長の所見をお伺ひしたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 お答えいたします。今度の税制改正におきましては、所得税を中心にして減税をやる、その場合におきまして基礎控除あるいは扶養控除の最初の一人の引上げ、それから一番下の税率の引下げといふことをやりましたことは御承知の通りでございます。確かに御説のいふゆる中堅階層の現在の税負担が重いといふことは、私もさう思つております。国家の経費がもつとつづめられまして、そして許すならばやはり相当の減税がなされるべきものであると考えておりますが、片方の国家の歳入の面から見ますと一応の限度がある、それでこの辺の階層が相当の人数、所得といふものを占めておりますので、これを中心に手を触れるといふ場合には、それではその下をどうするかといふ問題がまた出て来ると思つております。そこに一応の限度があるわけではございすが、従ひまして今度なしましたのは、基礎控除の引上げ、扶養控除の引上げ——税率の引下げですが、これによる軽減は中堅層におきましてはすぐ受けるわけではございすが、ただ中堅層におきましては全体の所得の額が大きい、従つて税額が大きいといふことになりまして、絶対額としては所得の小さい方と同じような軽減になるわけではございすが、割合にいたしますと、全体としてはそれほど大きな割合にならないといふうらみはございします。しかしやはり何と申しまして、現在所得税を軽減しようとするれば、下の階層を中心にして、同時に順次中堅層にも及ぶといふ

ふうな手だて以外にはあり得ないのじやないか、もつと大きな減税をなし得るゆとりがございしますれば、これはさらに考究する必要があるが、大体一千億から一千億といふ一応のわくのもとに減税案を立てて参りますと、今立てられましたような案が一番適當な案ではないか、かように考えております。

○坊委員 前会愛知次官が私に御答弁になりましたが、二十八年度の予算に於いては一千億円の減税、それから一般、特別両会計を加えて五百二十億の公債発行といふことで予算を組み立てておりますが、この一千億円の減税、五百二十億円の公債政策といふものは、これは必ずしも不動の数字ではないといふふうな趣旨のお答えがございましたが、私もまつたく同感でございします。均衡財政のきゆうくつなわくを一步踏み破つて今度の予算をつくられたといふことにつきましては、私は現下の経済情勢にかんがみまして敬意を表するものでございすが、税金と公債との財源によつて財政をまかなつて行くといふことは、これはもう當然なことでありまして、そこで私は税金と公債とをいかに調整して行くか、どういふバランスをとつて行くかといふことが財政運用の妙味であると思ひのでございす。五百億円の公債を発行するならば、もうあと二百億圓ふやして六百億圓の公債を出してもよいじやないか、六百億圓の公債を出すならば、減税が千億圓になる。さらに論理を進めまして、一千億圓の公債を出すならば減税が千五百億圓になるのじやないか、こういうことから考えてみまして、私は財政当局の考え方及び施策のいかにによりま

しては、中堅階層に対する減税が必ずしも不可能ではないのじやないか、かように感ずるものであります。渡辺局長はどういうふうにお考えになりますか。

○渡辺(喜)政府委員 国債を発行することがすでに不健全な財政であり、すでにインフレの原因になるといふふうには思つておりません。しかし少くとも発行された国債は市中で消化されるということを目標に考えて行くべきものだと思つております。昔ありましたように、日本銀行の背負い込みになりまして、そこから通貨発行のもとになり行くといふ姿に持つて行くことは、相当避くべき問題じやないかといふふうに考えております。従つて歳出のわくがきまりました場合にはおきまして、国債としましては、おのづから市中消化の可能な限度といふことが一つの中消の可能なわけだと思ひます。そこらにまたおのづから減税なら減税をなし得る限度といふものが出来来るものやむを得ない結果だと思つております。現在大蔵省として一応さうした観点から判断いたしました結論としましては、貯蓄国債は三百億、減税はおおむね千億、こゝにいたつたような数字が、現在の状態におきましては一つの極限だと考えまして立案された次第であります。

○坊委員 時間がありませんから、私はこの問題につきましてもう少し質問をしたいのですが、先へ進みます。このたびの改正案によりまして、法人等の交際費につきまして一定の限度を定めて、その限度以内における交際費は完全に損金と認める。そうしてこれを超過する部分につきましては二分

の一を認める、こゝういふ規定になつておりますが、もしこの限界をきめて、交際費に一律を引くといふことになるならば、それはいろいろな観点から考えられます。それは、もしこの線をあまりに低きに引くような場合には、会社の経理が非常に苦しくなる。高きに引くならば、これはまた非常に会社に経理が楽といひますか、ずさんといひますか、さういふふうになることは明瞭なことではございします。もしこの制度が実施せられまして、会社はこの線までにいたしたとしても、会社はこの線までの交際費は公認の交際費である。公認の損金である。そこで現行法によるならば、会社の交際費は領収書をとつたり、非常に厳密に点検されたものでございしますが、あの一律までは当然の公認の交際費だといふことで、非常に乱脈になるおそれもあります。またさうにその一律を超過する部分について、これは半額だけ損金に認めてもらへるのだ。半額は損金に認めてもらへないといふことを覚悟の前で、もうかる会社はどん／＼と交際費を出すといふような結果になるかもしれない。これにつきまして局長の御所見を承りたい。

○渡辺(喜)政府委員 交際費の二分の一否認の問題は、いろいろ御議論のあるところだと思つております。先日もこの委員会で申し上げましたが、われわれの方として考えておりますのは、何と申しましても現在の日本経済においては、資本の蓄積が大事だ。資本の蓄積につきましては、御承知のようになつていく促進を促すような税法上の措置があるわけではございします。と

ころが片方に税金が高いからどうして
も濫費するという声があり、あるいは
その傾向がある程度あるのじやない
か。結局税金が安くなるということが
一番いいことであるが、そこに必
ずしもできない事情があるわけで
ございます。そうしますと、いささか
窮余の策のような感じもいたします
が、やはり資本蓄積を促進する意味に
おきまして、片方が積極的な措置であ
るとすれば、これはいわば消極的な措
置として、濫費にならない場合にはこ
ういうことになるという線を書いて置
くことがいいのではなからうか。ただ
その線につきましては、お話のような
点はわわ／＼も十分心配をしております
し、慎重を期したいと思っております
。あまりに低きに過ぎますときに
は、会社の事業が非常にやりにくくな
り、高くなれば、今度はあるいはむし
ろ逆に、今までより会社は下手をする
と濫費になつて行く傾向があるのじや
ないか。しかし私の方としては、そん
なに使用していない会社は、これは会社
自身の気持の問題が非常に強く働くと
思っております。そんなに使用していな
い会社は、会社がしつかりしておつた
り、使ふ必要のない場合は、こういう
ことがあつてもさう急に使うわけでも
あるまいと思ひます。それから今まで
相当濫費していたような会社におきま
しては、特に経理の人たちなどは、他
を牽制する意味において、こういう規
定が相当利用できるのじやないかとい
う話も伺つておりますので、線の引き
方につきましては、十分業界の方々な
どの意見を伺ひまして慎重を期したい
と思つております。やはりこういう手
段によりまして、資本の蓄積の一つの

消極的な措置というふうに考えること
ができるのじやないだろうかと思へて
おる次第でございます。

○坊委員 この措置が資本蓄積のため
にとられた措置であるということは、
私も了解いたしますが、この措置をと
ることによつて、かえつて資本蓄積が
阻害されるのではないかと心配いたし
まして、この質問を申し上げた次第で
ございます。この点は慎重に措置せら
れんことを望んでやまない次第であ
ります。

次いで減税国債の問題でございます
が、減税国債は、減税をえさにいたし
まして、法人なり個人なりから資金を
吸い上げようとの趣旨に出たものであ
ります。法人にしても個人にいたし
まして、このえさにつづかれます無
理に公債を買うということが起ります
と、あとでこれらの法人、個人が資金
に非常に困つて、銀行へかけ込んで行
く、銀行では従来のお得意さんに対し
まして、おれは知らないと言ふわけに
も行きませんし、また銀行としてもお
得意さんをつぶすというやうなことに
持つて行きたくないというところか
ら、自然銀行が減税国債のしりをぬぐ
わねばならぬという立場になると、銀
行が結局資金を出すということにな
り、これもかえつて減税国債のために
資金が吸収されるのでなくして、銀行
から放出するやうなことに相なるのじ
やないか。私はこの減税国債につきま
して反対する意味ではありませんが、
これも実運用上気にかかるものでござ
いますから、こういう点について当
局は一体どういうお考えを持つておら
れるかお伺ひしたい。

○渡辺(憲)政府委員 お答えいたしま
す。減税国債は今お話ししましたよ
うに、民間消化を目的としております
ために、従来普通行われておりました
国債よりも相当利回りのいい国債を出
そう、こういう仕組みであります。そ
の場合に会社の資金繰りなどから考
えますと、保険会社のようなものでは
と別でございますが、一般の事業会社
におきましてどれだけこれを持ち続け
ることができるといふことにつつま
しては、われ／＼も多少疑問を持つて
おり、いろいろ御議論があろうと思つ
ております。従ひましてゆとりのある
会社が持つた場合におきまして、すぐ
予定以上に資金がいるといった場合も
ございましょうし、そんな場合に銀行
へ持つて行くといふこともあろうと思
つております。ただし銀行が日本
銀行へ持つて行つて、これを国債担保
として扱ふといふことにつつまして
は、これは少くともここの当分はやらぬ
といふことに話をしております。従ひ
まして、銀行といつたしましても、これ
を担保にとる上におきましては、減税
国債の減税後の国債につきましては、
おのずから額面相場と違つた別の相場
が出るのじやないか。同時にそれは日
本銀行に持つて行けないといふこと
になれば、銀行としても普通の国債とは
また違つた見方においてこれを担保に
とることになるのじやないだろうか。

そういたしますれば、そこにおのずか
ら一つの限度が出て来るのじやないだ
ろうか。従ひまして、これがそのまま
民間消化というわけをはずれまして、
インフレの要因になるといふことには
ならないのじやないだろうか。かよう
に考えまして、この減税国債の案を立
案しております。

○坊委員 ただいま局長の御答弁によ
りますと、減税国債の減税後の相場と
いふものは、額面とは離れてある相場
が生れて来るだろうといふお話であり
ますが、私も同感でございます。おそ
らく法人におきましては、一万円の減
税国債については、二千五百円くらい引
いた七千九百円、個人におきましては
七千五百円といふやうな線をすつと上
下することだろつと思ひます。この減
税国債の相場が七千五百円なり七千九
百円と相なりますと、この減税国債を
買つたりあるいは譲渡を受けた人にと
りましては、非常に利回りがよくなつ
て来る。こういうことから考えてみま
すと、銀行がこの減税国債を買ひ受け
るとか、あるいは担保にとるといふよ
うな傾向に勢ひになつて来るのじやな
いかと私は思つておるのであります。
そうなつて来ると、銀行から働きかけ
るやうな形におきまして、銀行手持ち
の減税国債がふえて来るといふことに
相なりますと、ます／＼市中の資金が
放出せられるといふことに相なると思
ひますが、この点につきまして、局長
のお考えを承りたいと思ひます。

○渡辺(憲)政府委員 個人の場合七十
五円、あるいは法人で七十九円の相場
が立ちますと、ちよ／＼今われ／＼が
申し上げております個人の七十五円で
すといふ五分五厘、七十九円ですとい
ふ五分五厘という利回りになるわけだと思
ひます。割合に高利回りのものですか
ら、銀行が買ひ込むかどうかといふ問
題でございますが、普通の国債でござ
いますと、これは非常に高利回りにな
ります。しかし銀行が普通に貸出しを

しております場合におきましていろいろ
考へられますと、必ずしもこれにす
ぐ飛びつくべきものかどうかといふ点
にも問題があるのじやないかといふ
うに考へております。従ひまして、担
保とかなんとかいふ問題は起り得る
と思ひますが、これが好んで銀行の投資
の対象になるというふうには必ずしも
思つておりません。

○坊委員 時間がございせんから端
折ります。最後に私は山林所得につ
いてお伺ひをいたしたい。今度の改正案
によりまして、山林所得につきまして
は五分五厘をいたしまして、他の所
得に総合して課税するといふ建前にな
つております。今日の山林の相場とい
うものと比べてみまして、この五分五
厘の恩恵は山林所得の高額者にとつ
てきわめて少くなるのではないかと、従
つて山林所得に対する課税が非常に酷
になるのじやないかと懸念するもので
ございます。たとえて申しますならば、
昭和十二年の租税臨時増徴法実施
前の所得税の基本法におきましては、
やはり第三種の所得税におきまして、
税率は最低千二百円階級から四百万円
の超に至るまで、二十階級の区分にお
かれておりました。そして最低千二百
円に対する税率は〇・八％であり、最
高四百万円超に對しては三六％の
税率であつたのでございまして、今当時
の山林所得について考へてみますと、
山林所得が当時五十万円であつた場合
には、五分五厘にすれば、五十万円
に對する税率は二三％であります。し
かしながら五分五厘の結果、十万円に
對する税率は一九％で、二三％と一九％だ
けの開きがあつたわけでございます。

今かりに当時五十万円であつた山林を今の相場に直してみますと、私は不敏にして山林の物価指数につきましては深く知りませんが、少くとも百倍以上にはなつておるだらうと思ひます。かりにこれを百倍いたしますと、五十万円といふことになりまして、この五十万円を五分いたしますと、一千万円といふことに相なりますが、一千万円になりまして、なおかつこれは最高税率の六五が課せられる。いわんや上積みとして総合せられる場合には、これは遂にたいへんなことに相なると思ひますのでございますが、この点につきまして局長の御意見を伺いたい。

○渡辺(喜)政府委員 五分五乗の考え方は、これはかなり古くからやつておられまして、途中切れましたが、かなり古い制度であることは御承知の通りであります。大体その考え方としたしましては、山林所得というものは、その性格からしまして、毎年生れて来る所得ではあるまい、何年か何十年かの間に一回生れて来る所得である、従つてそういう所得に対して、毎年生れて来る所得において適用されると同じような意味の超過累進税を適用するのは無理であらうというのが、五分五乗の考え方の出たゆえんであることは御承知の通りであります。従ひましてその五分五乗をして参りますと、結局税率が非常に間伸びしたものになるわけでございます。その後幾つかの経緯がございまして、現地におきましてはシャウブの勧告によりまして、一応変動所得の中に入つてゐる。変動所得は、ある意味においてりくつは相当であると思つております。山林所得の中にも、たとえば奈良県などの地域のように、ほとんど毎年山林所得の相当の額がある場合もあるわけでございます。そういう場合におきまして五分五乗を適用するのは、あるいはどうかというので、これを合理的に直したのが変動所得の制度だと思つております。ただ変動所得は、何と申しまして制度が複雑でございます。そして納税者の方にも非常に御迷惑であり、税務署の方に御迷惑であるというところ、抜いていく制度であるというところ、非難があるわけでありまして、従ひまして、この際思い切つてまた昔の五分五乗に返さう。ところが他の所得と合算する問題でございますが、大体見て参りますと、山林所得が小さくて他の所得の多くなつていらつしやる方におきましては、他の所得が割合に小さいというのが普通の事例でございます。従ひまして全然これを別個にしまして課税するものゝいかかというので、今度のようにな、他の所得と合算して五分五乗の制度をとつたわけでありまして、ただし山林所得だけの少額の方におきましては、必ずしも五分五乗によつてその利益を受けない場合もあります。従ひましてそれと並行いたしまして、現在一時所得、譲渡所得、山林所得を合算して、控除十万円といつておりますのを、山林所得は山林所得だけで十萬円の控除をするということ、山林所得の少額の分についての対策は一応講じてある、かようなわけでありまして、それで一応ごく大ざつぱに比較してみますと、五分五乗をした場合とそうでない場合との負担は、普通の税率がもし適用された場合、五分五乗をした

場合の税率は、三割五分見当税負担が安くなるというふうな勘定をわれの方では持つております。

○坊委員 時間がございせんから、私の質問は次に保留いたしまして、終了します。

○浅香委員長代理 暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後二時八分開議

○奥村委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案外七税関係法律案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。大泉寛三君。

○大泉委員 ちよつとこの際伺ひたい。

証券会社がいわゆる株式の信託投資というふうなことで非常に資金を募集せられておりますが、この信託会社が信託を受けて有価証券に投資するといふことは、一向私たちは問題にしないのであります。証券を売買する業者が証券信託の業と同じような立場にあつて、しかも株式の投機的な投資をされておることを当局としては何ら弊害を認めないのかどうか、これをお尋ねします。

○愛知政府委員 今のお尋ねの点は、実は当局としても頭痛の種でございます。非常な弊害を認め、かつこれに対する措置を至急とらなければならぬと考えております。

○大泉委員 それから証券会社はそれでもまだいい、相当な資本を持つていて、万一の場合にはその資本によつて弁済あるいは責任を負ふことができま

すが、近頃法人でもなく、組合でもなく、匿名組合のような投資団の組織が歴大な資金を集めて、とにかく株式に對する思惑的な投資をしてゐる。しかも何といつても今一番安いのは株式であるという立場から、ここ一年半来非常に値上りの利得が相当あるようでありまして、そういうものはいくらにいいけれども、もしこれがやがて下降があらつた時代には、えらい被害者があつて来るのではないかとふうに考へますので、これに對する当局の考へはどんな考へをもつて臨まれるか伺ひたい。

○愛知政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、いわゆる証券会社というよりは、むしろ今お話のございました金融機関類似のものをさしたのでございまして、この問題については、実は当委員会におきまして先般他の委員からも御質疑があり、大蔵大臣からもあるいは銀行局長からも御答弁申し上げたかと思ひますが、実は沿革的に申しますと、昭和二十四年であつたかと思ひますが、当時いわゆるみなし無尽といふものが全国各地で相当な仕事を始めまして、これに對しましては当時いろ／＼措置を考えました結果、貸金取締法と無尽業法の一部改正をいたしまして、良質なものは無尽としての認可を与えるといふことで、当時十数社を無尽会社としての認可を与えたのでございまして、それから一方貸金業者は全部届出制にするといふことで立法をお願いいたしました。これを現在施行しているわけでございます。ところが当時良質なものであつて、金融機関としても法制上公認してよろしい、同時に当局側でも監督するに値すると思われ

るものを取上げたのでございまして。それ以外のものは大体その後を引いておつたかと思ふのでございまして、ここにこ一年來ぐらゐに大体において匿名組合を組織する。そして銀行法その他の金融業法にも抵触をしないような法の盲点を利用する一方、貸金業ではなくして、匿名組合で、組合員の出資を運用することを委託するといふような契約を結んでおりますので、これは現在の法律をもつてしては金融機関として律するわけにも参りませんし、さりとてこれらのもの全部を取上げて新しい立法をいたしまして、これを監督の対象として金融機関にすることが適當であるかと申しますと、これは必ずしも適當でないで、非常な高利を公認することを前提にしなければならぬ営業は成り立たぬと思われるのであります。こういうふうな状態にありますので、一方法の盲点を利用している関係上、監督なり、あるいは査察なりといふこともできかねますし、さりとてこれを公認することを取上げるといふことであります。と金融の体系を乱すことにもなり、かた／＼先ほど冒頭に申し上げましたように、非常な頭痛の種なのであります。この際慎重にして、しかも急速な措置を必要といたします。現在関係当局間の協議がようやく整ひかけましたので、法律上当局が行使し得る限界内におきまして、適當な措置をすみやかにとることに決意いたしているような次第でございます。

○大泉委員 銀行とか信託会社とかいふのは、それ／＼の当局の取締りとか納税義務を果しておりますけれども、そういうふうないわゆる匿名組合的な

金融機関だか投資機関だか有価証券の
売買だか何だかわからぬことをやつ
ている団体においてそういう業務をや
るといふことが、私には不可解でなら
ないのであります。もちろん今日の財
産の概念から行きますと、いわゆる個
人が、あるいは法人が相当株式なり
あるいは出資なりによつてその資産上
の支配力を持つてゐる。こういうもの
はそれ相当の国税の負担もしてゐるけ
れども、彼らがその財産上の支配力だけ
持つておつて何らの義務も果たしてお
らぬといふことは、はなはだ不都合であ
る。しかも万一の場合には責任の所在
がわからぬといふようなことに至つて
は、これはゆゆしき問題であると私は
思うのであります。そればかりでな
く、今日盛んに行われてゐる、証券会
社が一定限度の金額を一まとめにし
て、大きな資金を信託的に預託を受け
てゐる。これですら私は相当疑問があ
る。証券会社そのものは証券を売買し
て利ざやをかせいでゐるのだが、これ
がみずから株式の投資を行うに至つて
は、その弊害のよつて来るべきところ
は非常に大きなものが出て来る。いわ
ゆる思惑買占め、あるいは思惑投資
り、そしてそれを信頼して投資した
ものが一ぺんで没収されるというよう
なはめを来すことが予想されます。これ
はわれ／＼として、信託会社とか銀行
とかいふならば、一定の大蔵省の取
締りとか、あるいは指示によつてやる
ので、安心しておられますけれども、
彼らはもと／＼証券会社であるから、
思惑がはげれたからといつてしりの持
つて行きどころがない。証券会社です
らそんなんです。ましてや組合のよう
な匿名会社では、最もおそろべきもの

があると思ふ。これは一日も早く
当局においてしかるべき手段を講じて
もらひたい。

○愛知府委員 まつたく一々ごもつ
ともでございまして、これは何へんも
お約束してまだその措置ができなかつ
たので、私どもも遺憾の限りだと思つ
ておりますが、今度こそはつきりした
態度で適當な措置を至急とすることに
いたします。

○川野委員 ただいま愛知府政務次官の
御答弁中に、関係当局と打合せの上適
當な処置をとる、こういう御発言があ
つたようでありまして、どういふ適當
な処置をおとりになる考へであるか。
その内容をひとつ具体的に明示しを願
ひたいと思ふ。

○愛知府委員 この点は行政権とし
て發動いたします関係上、いわゆる検
察当局もございまして、それから税法
上の関係の権限を行使することもござ
います。そういうたよりな意味合いに
おける関係当局でございまして、あら
かじめこう／＼いふことをやるという
ことを申しますと、その権限を發動い
たしますときに事前に漏れるというよ
うなこともございまして、非常に慎
重に用意をいたしております。

○川野委員 実には適當な処置という問
題が一方的に行われまして、財界に混
乱を来し、社会不安を招く。こういう
ような点から、私先般内務委員の質問
に関連いたしましたお尋ね申し上げた
のであります。そこで實は適當な処置
を、われ／＼が当委員会において問題
にいたしました二年以前におきまして
おやりになつたのでございましてな
らば、私は満腔の賛意を表した次第であ
ります。しかし今日におきましては、

御承知のように私の計算では一千億に
なるかと存じますが、一千億になん／＼
とするとその株主相互金融なるもの
が実は行われておる、こういう際に一
方的に断固たる処置だけをしておつた
ならば、どういふ社会不安を招くか、
これは私が申し上げるまでもないこと
であります。そこでどういふ適當なる
措置をとると同時に、善良なる金融機
関はひとつ擁護して行く、こういう方
向にいたしたかなければ、実は三年
以前の確率金融におきまして、御承
知のように非常な不安を招いた、この
不安が今日再度また起るかとも考へま
すので、私は一方において断固たる措
置をとると同時に、善良なる金融機関
を擁護する、こういう方向に進んでい
ただきたいと存じますが、重ねて政
務次官の御意見を伺つてみたいと存じ
ます。

○愛知府委員 その適當な措置と申
します中には、先ほど申しましたこと
と、それから同時に、やはり今お話
のよくな点をわれ／＼として十分考
慮しなければならぬものであります
から、一方においては衝擊を与えない
ように、また善良なるものは何とか方
法を講じなければならぬといふところ
で今までい／＼措置が遷延してお
つたような次第でございまして、十分私
どもとしては、その間川野先生のお
示しの通り、昭和二十二年、三年以來
いろいろの意味で経験をしたしておりま
すので、これを生かしまして、今御懸
念のようなことのないように、しかも
一方では相當断固たる措置をとらなけ
ればならぬ、こういうふうに考へてお
ります。

○奥村委員長 宮崎靖君。
○宮崎靖君 まだ局長さんもお見えに
ならぬやうで、こまかいことはだんだ
ん伺つて参りますが、先般大蔵大臣に
対しまして総括質問を始めたわけであ
ります。しかし時間の御都合で御退席
になりました、次の機会にということ
になつておりますので、大蔵大臣にか
わつて政務次官から御答弁をいただき
たいと思ふのであります。本日の議題
は、委員長の宣言の通りおおむね税法
八法案が主題のようであります。しか
しすでに各委員から議題外とでも申し
ますか、一般的な御質問もあつたよう
でありますので、主として大蔵政務次
官には、財政金融の面につきましてす
べての政府委員の御出席があるまでお
尋ねたいと思ふのであります。

先般お伺ひいたしましたところ、大
蔵大臣からはそれはつきりした答弁は
いただけなかつたのであります。日
米通商条約の進行しておる現在の状況
はどんなふうになつておるか、外国事
業会社と申しますか、外国事業者の国
内活動に対しまして内国民待遇を与える
のか与えないのか、それに関連をし
して外資法の改正等が要望せられてお
るが、どういふふうにお考へしておるか、
最近、新聞のごとでありますから百パー
セントこれをうのみにして信ずるわけ
ではありませんが、外資は必ずしも入
らなくてもよいのだという大蔵大臣の
談話としての発表がありました。そこ
ろがわれ／＼は第一国会以来、ことに
自由党吉田内閣が成立して以來は、そ
の施政方針の中にも、また手続とい
はしても、常々外資の導入なくんば
国家の荒廃した産業の抜本的な改革は
困難である、こういうことを唱えて参
りました。おそらく天下に散布しまし
た講演なりあるいは文書なりによりま
して、これは国民に対します公約以上
のものであると存じております。しか
るのに、大蔵大臣のなくともいいの
だ、—あればそれに越したことはない
のだといふことに解釈すれば、あま
り問題でもないものでありましようが、
まあ外資がなくてもさしつかえないん
だといふことで、それが逆に外資排斥
といふような思想を持つての言葉であ
るといたしますならば、長い間唱えて
参りました外資導入の促進といふ基本
的方针にそむいてゐるやうな感じが
いたします。また世間もしかく誤解せ
られないとそれが保証することができ
るであらうか、かような心配もあ
りますので、この際日米通商条約の現段階の
模様並びに外資導入に対しまして大蔵
大臣の理念、及び外資法の改正等に
関連いたしまして、一応政府の構想を御
表明をいただきたい、かように思
つてあります。

○愛知府委員 まず第一の日米通商
航海条約の問題でございまして、これ
は外務大臣その他の方から御答弁申し
上げた方が正確だと思ふのであります
が、実は日米通商航海条約は、できる
だけ早く締結をいたしたいといふのが
議和条約発効以來のわれ／＼の念願で
ございまして、今さら申し上げるま
でもないことであります。ただこの内
容いかんによりましては、自主的な日
本としての経済外交を進めて参ります
上に、将来長く支障になるという点が
あつては困る。また他の国々との間に
通商航海条約を結びます場合のこれが
基本になるものでもありますので、
大蔵省当局といたしまして非常に大

そこでいまだアメリカの援助資金に對する返済の方法も立たず、わずかに外債の支払いや長期にわたる返済額の案ができ、これもアメリカと英國に関する限りで、フランスなどはこれからのものであります。そういう事態で、一部債務を返して行こうという氣構えなりその実行に着手したという段階、続いては東南アジア地区を中心としたします賠償要求の問題、続いてはやはり在外資産の補償というようなことを順次考へるべきだと思ひます。が、現在大藏省としてはどの程度までこれらの問題にお考へを及ぼしているか。これはこういうふうにしたいという希望でもけつこうであります。そうしないと、一体どうしてくれるのだか

いたたいものだと思えるのであります。法律的に申しまして、やはりこれではできないならば何とかしてあげなければならぬ問題ではないかと私は考えております。ただこれも非常に行き届いた御質疑で、すでにおあげになつておりますが、たとえば賠償の問題なども御承知のように未解決でもございします。それから現在の国内の財政土の問題としては、とうてい多くを期待する事はできない。もしやるにいたしましても、ほんとうの気は心という程度になりはしないかと思うのであります。これは将来の見通しの問題で、要するに今のところは、気持においては何とかして差上げなければならぬ問題だという程度に考えておるわけでござ

そこでだいたい議題になつています。税関係法案についての御質疑をいたしたいと思います。まず最初に、これはたくさんなものでありますから、きょう一日でどうしてもしようにといつても無理であります。しかし他の委員の方もありますので、私が一人でかつてなことを申そうという不所存者でないことは御承知願ひたいと思います。

第一にお伺いしたいのは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案であります。これは表を見ただけでは、ことに適当な大蔵省の考えであり、あるいは国税庁と言つた方がいかにも、れませんが、まことに適当なものであるとす。しかし内容を見ますと、ごく率直に悪い言葉で申しますれば、なかなかこれは賛成のできない部分を持つてゐる。それは何ページの何行にどういふことが書いてあるから反対だとかか賛成だとか、それまで私は言いたくないのであります。御知秀才を集めました大蔵当局においてこれは立案されたものでありますから、決して不行

制して行くつもりか、免許をとつてしまふとか、あるいは免許をしないとかいうだんびらでなく、**実際行政措置としてどういうふうに規制して行くのか**、その性格と、アウトサイダー、非加入者を規制して行きます方法とを具体的に**お示し願いたい**。

○渡辺(喜)政府委員 御承知のよう
に、酒税は非常に大きな国の財源であ
りまして、従いましてこれが収入とし
て十分に確保されるか確保されないか
ということが、国家財政の上に非常に
大きな影響を及ぼすところに酒税の特
殊性があるわけでございまして、従い
ましてこれが酒税の問題につきまして
は、大蔵省としましても特段の関心
を持つておるわけでございます。従い
ましてこの酒税の納税義務を負つてい
ただいてる製造業者の方、あるいは
販売業者の方、これらの方がやはり協
力して一応業界の発展をお進めにな
ることはもちろんであります。同時に
この酒税の保全について御協力を願
うことがぜひ必要なのではないかとい

事というふうに考えております。従いましてこの組合を統制をして行くことは、通常の酒が普通に売れて行く時代におきましてはあまり考えたくないと思っておりますが、ただ最近の事例を見て参りますと、供給過多のために相場暴落も行われているような種類の

の場合におきましては、現行法によりま
すと、酒税法の五十二条の規定を使いま
して、これはしようちゆうの例でござい
ますが、一応政府が直接乗り出して
統制をやらざるを得なかつたことがあ
つたわけでございます。しかしこの五
十二条の規定は戦争中の立法でござい
まして、いささか戦時色濃厚で、われ
われとしてもこういう法律がはたして
いいかどうかという点について多分に
疑問を持つわけでございます。しかし
あの五十二条の規定に書いてあるよ
うな事態が起つた場合に、はたして何
か手を打たなくてもいいかということ
になりますと、どうも放任しておくわけ
にも行くまい、そういうためには、

行くということこの問題を片づけて行きたいと考えておる次第であります。

○官報委員 気持は十分わかるのであります。また実際もそうでありましようが、しかしながら、どうしても公正取引委員会からはずれた機関であつてほしいと思う。大蔵大臣が、必要があればそれに統制措置と申しますか、あるいは勧告、命令等の措置も比較的自由にとれるというところに置いて初めてこういう法律の必要があるのであります。あるいは大蔵省にそういう独裁的な権限を与えることは悪いという言い方もあります。であります。酒税けれども、酒の醸造というものは、酒税というものと関連いたしました。いわゆる国の国有事務であります以上、大蔵大臣の専決で行い得るということが好ましいのであります。しかし事態は、私が申すだけであります。そう簡単に行かないかもしれせん。公正取引委員会との話し合いがおおむね円満に行くと、当の責任者である主税局長からそういう御説明があつたのでありますから、私はあえてそれを追究いたしません。しかし法的に考えまして決してよいものではないと私も考へております。

く大きな酒屋でも同じだ、こういうわけでありませう。人格を尊重いたしまして、平等の観念を打出す点において、もとの異議はありません。しかしながら酒というものは、かつての酒屋の旦那という段階から一段階進めまして、一つの企業化しております。りつばな企業だと私は考へておる。この考へが間違つておれば、また間違つておると御指摘願つてけつこうであります。が、企業となつておる酒屋であり、酒の醸造である。昔からのいわゆる酒屋の蔵は大きい、一千石だのといわれおる立場の方々、それと終戦後の酒類不足の折柄、統々できて参りましたアルコール分を含有いたしました新くふの諸種の酒類の最小限度の免許を持つておる方々が、平等に議決権を持つておることは、これは言葉が当てはまらないかもしれせんが、たゞ／＼船頭多くして船山に上るの感がなきにしろあらずでございます。こういう平等の議決権を持たせるといふことについては、何か大蔵省としてはどうした方がよいのだという考へがあつてやつたのか、こうせざるを得ないので当然の常識としてこうしてやつたのか、どこちであるかを明らかにしていただきたい。そして私は酒の生産量といひますか、造石といひますか、その量の大部分を占めますのは、やはり企業化した酒造業の中から生れて来る生産であつて、昔の旦那という酒屋ではない、こう思いますときに、何か平等の議決権の中に割切れないものを感ずるのであります。この点について主税局長はどうお考へになりますか。

○渡辺(喜)政府委員 お答へ申し上げます。確かに一つの考へ方といたしまして、ここに提案されている案ですと、組合員は平等、一人一票、御指摘の通りでございますが、別の考へ方といたしまして、少くとも製造業者に関する限りの御議論だと思ひますが、この製造業者の製造石数にウェイトを持たしたような議決権が考えられないかという御意見であります。考へ方としては、そういう考へ方も一応成り立ち得ると思ひます。ただどちらが結局一番いい結論が出るだろうかという考へ方でございますが、どうも製造石数をそのまま加味して参りますと、場所によりましては大きな酒屋さん一人の意思でもつて全体の意思がきまつてしまふ。株式会社でございますと、半数以上の株式を持つておればそれで全体がきまつてしまふということがありまして、この方はそれなりに一応りくつがつくと思ひますが、こういう組合において、製造石数が入つて来ることにによりまして、大きな酒屋だけの発言が強く出るというのはいかがなものか、ただこういうふうにしますと、今度は逆に小さな酒屋さんだけの発言力が大きくなり過ぎはしないか、こういうような心配もあるわけでありまして、彼此勘案しました結果は、やはり一応は一人一票の方がいいのではないかと。それで設立の場合などにおきましては、やはり小さな酒屋さんだけで大きな酒屋さんは入らない、従つてその醸造石数のごく一部でもつて組合ができるというのはいかがかと思ひましたものであります。設立の関係におきましても、醸造石数の二分の一以上の人が集まるということを一応の要件にはして

おりますが、議決権の関係におきましては、いろいろ考へ方があるだろうと思ひますが、一応やはり一人一票でやる方がいいのではないだろうか、全体といたしましてやはり大きい酒屋さんには少し譲つていただいた方がいいのではないだろうか、こういう一応の結論を出したわけでありませう。

○官報委員 大蔵造家が小醸造家を圧迫するような態勢にありたいと思ひますれば、主税局長さんの後段の御意見に私はすなおに賛成いたします。大蔵造家の横暴といふものは確かに許すべからざるものがあると思ひますが、しかしその内容としましては、りつばな企業になつておる。だからその酒屋も普通の酒屋という意味とは違ふのでありまして、どういたしても、觀念としては一人一票という平等議決権がいいと思ひますが、実際の面において一万石の蔵と三十石の蔵と一緒になつて、そして同じことを言うていたしますと、これは現実の問題としてずいぶんふつり合ひな、矛盾した事態が生れて来るのではないかと。そこでいわゆる横のつながりやろうとする組合的の組織と、もう一つ縦と申しますか、言葉は悪いかもしれせんが、それをどこかでちよつと切りまして、たとえば、仮定のことでありませうが、千石以上あるいは千石以下というところにおきまして組合をつくつてやつたとしたら、これは何か運用の困難がありますか。

○渡辺(喜)政府委員 おそらく私は、その場合は運用は困難だろうと思つております。たとえばどの例をあげればいいのか存じませんが、あまり酒の例は具体的にあげぬ方がかえつていいかもしれせんが、ある小さな業者だけが一つの団体をつくつておる、それから大きな業者だけが一つの団体をつくつておると仮定いたします。大きな業者の方でやろうとしておる規制の関係、小さな業者の方でやろうとしておる規制の関係、これがばら／＼になつて二つ並んで大蔵大臣に行くという場合に、やはりアウトサイダーにもある程度の統制が行かなければならぬ状態ですから、少くとも酒の種類が同じなら同じような規制をしなければ意味がない。そういう場合におきまして、二つ並んで出て来るということになりますと、その上で調整をしなければならぬ。一つの団体になりますと、それは私はお互いの利害関係の対立があり得ると思ひますが、しかし一つの家の立場がわかつていただけるだろうし、小さな人にも大きな人の立場がわかつていただけるだろう。お互いにその間に相互の利害関係を理解し合ふ機会があるのではないかと。その上でもつて一応一つの規制に出て来るという方が望ましいのではないかと。しかしお前の考へておるのは非常に樂觀的な場合だけで、そううまく行かない場合もあり得るのではないかと言われれば、私はこのあり得ることを実は心配しております。ただ大蔵大臣の認可の場合に、たとえばそれが非常に差別的であるといつたような場合には認可しないということにいたしました。実際問題としては、あるいは国税庁なりあるいは国税局なり、あるいは大蔵省なりの事実上の勧告といひますか、あつせんといふものが相当物を言うと思ひますが、あまり利害関係の衝突を来さない

のが方向ではないかと思ひます。ただこの問題は、当面の問題としてしまふとちよつとお待ちを願ひまして、需給が安定し、ある程度生産その他の計画なり実行もなめらかにいくところを見はかりまして、そういうふうなことも考へて行くという方向に行くべきではないかと思ひます。ちよつと私の答弁はお答へにならぬと思ひますが、当面の問題としてしまふは、最初に申し上げた処置で御了解願ひまして、将来の問題としてしまふは、ひとつよくいろいろな角度から慎重に研究しまして、誤りなきを期したいと考へておる次第でございます。

○渡辺(喜)政府委員 私も大体平田長官の言われたのと同じ考へ方を持つております。マル公というものはたしていつまで必要か、あるいはせめて製造者段階だけにとにかくとして、流通段階ははずしてしまふのがよいか、最高価格でなくあるいは最低価格——最低価格というのなか／＼やりにくい制度だと思つておりますが、あるいはむしろ税務署の一つの取締りの基準としての基準価格くらいをつくるのがよいのではないか、そんな点を考へてみる必要もある。少くとも現在行われているようなきゆうくつな最高価格としてのマル公制度というものは、もう検討されてよい時期が来ているのではないかと思つております。ただ当面している減税の機会におきましては、平田君と同じように、すぐこの際マル公をはずしてしまふということは減税の効果をはずり出して、そうして酒がこれだけ値下りになつたからというこをはずり表へ示す意味からしまして、この際としてはやはりマル公を存

続すべきである。かような考へを持つております。

○宮澤委員 御答弁としては私は当面満足いたします。この点は今すぐにはやれといつても、これは無理なことではあります。しかしそういうところに次第に向つて来た、それがだん／＼近づいて来たという考へでおられるということについては、まことに適切な考へであると思ひます。ただその中で参考に向つておきたいことが一点あります。それはいわゆる価格安定帯を設けるといふ問題であります。最高最低というものの幅を設けて、ひとつ指示価格のようなことをしてみたいというふうな平田長官のお話でありましたが、他の農林関係において今価格安定帯を持つておられますのは肥料であります。硫酸が最高九百三十四、最低八百七十四という安定帯を持つております。その場合におきましては、肥料のごときはその裏にはいろいろな検討すべき問題がありまして、一応九百三十四といふことで消費者に売つてしまつて、輸出するには低い六百七十円で出するといふような、非常な妙な事態ができております。過燐酸石灰でも同様のであります。でありますから、もし酒の安定帯価格を設けたといひました場合に、ただいま一級酒を最高千円、最低七百円と定めたような場合におきまして、一体どの辺へおちついて来るものか。競争から生み出すところの価格は別であります。市場にもし行つたならば、酒の場合にはどの辺へおちついて行くか、どの程度のものになるか、もしそういうことについて何かお考へがありましたら、ひとつ御参考にな

伺つておきたいのであります。どうぞその点お願いいたします。

○平田政府委員 その問題はなか／＼むずかしいかと思ひますので、私は一つの考へを申し上げたいのであります。まして、最高、最低といふたようなものを、設けるか設けないか、そのこと自体が大いに検討して行かなければならぬ問題だと思ひます。ただいきなり最低価格だけでうまく行くかと申しますと、これまたなか／＼うまく行かないかもしれません。そうすると過渡的である程度の今言つたような制度も考へる。またその場合におきましてどの程度のところにおちつくか、その辺の問題につきましては、率直に申し上げましてまだ非常に突き進んだ検討なり、結論を得ておりません。今後よくひとつ検討いたしまして、どういふうに価格制度を持つて行くか、慎重に研究してみたいと思つております。

○宮澤委員 それはそれで承知いたしておきます。それでは今度の酒の税に相関連してお尋ねいたします。今度二十二条で拝見いたしますと「酒税の税率は、酒類の種類別、類別、級別及びアルコール分に依り、一石につき、左に掲げる金額とする。」として税率を示してありますが、これによりますと、従来の雑酒が四級まででありましたが二級になつておりますが、これはどういふ理由で三級、四級を廃し、一、二級に統制されたのであります。酒のつくり方なんかはあまりよく知りませんが、そういうものが不必要になつたのかどうか、その経過をひとつ御参考に向ひたい。

酒は特級、一級、二級となつております。従来は一級、二級、三級、四級とわかれておりました。今度は三段階で前のは四段階、従来の一級をそのまま特級という名前にしたわけでございます。この名前のつけ方は、たとえばサントリーの極上のウイスキーなので、一級より特級という名前を業者の方が希望している。それじゃ酒の特級と似たような種類のものだから、特級にしようというぐらゐの軽い考へ方でありますので、今までの四級のものが二級になつたのはどういふわけかという点がおもな御質問の点になるのではないかと思ひます。従来の雑酒四級ができたのは相當古いことでございますが、現在のうに雑酒四級の税率が非常に安くなりましたのは終戦後のことであります。御承知のように、終戦後においてアルコール原料が非常に乏しくなりまして、とにかくアルコールに動員できるものは何でもよいからアルコールにしたらいののではないかといふことで、それに結びついて、粗悪といつては失礼かもしれませんが、相當質の落ちたものも一応衛生上害のない限りにおいてはアルコールの飲料として市場に売られて行つた。従ひましてそういう粗悪な原料を使つて粗悪な酒をつくらつたものについても市場に出ておた関係からして、その分の税率についてには特に安い税率を盛つたといふのが、現在の雑酒四級の税率が一万四千円にきまつている主たる理由であると思ひます。最近におきましてはだん／＼アルコール原料の材料も豊富になつて参りまして、しよ／＼ちゆう／＼はぢちゆう／＼は供給過多になつたといふような次第でございます。終戦直後におけるような

生産状況とは大分異なつて参つたと思つております。従ひましてそういう意味においてつくられた、割合安いが、そのかわり安からう悪からうの酒は、もうそろ／＼よい酒に移つてもらいたといふので、この機会において三級、四級を統合しました。しかし従来の四級に比しましてもちよつと低い税率を盛ることによつて、従来四級をつくつた方々の分が増税になるということとは避けたわけでありまして。ただ従来四級の人がその後も同じものをつくっているとすれば、ほかのものが、たとえば二割とかあるいは二割ちよつと減税になる場合におきまして、一割程度の減税にしかならぬという問題はござい

ますが、もうそろ／＼そういう酒はよい酒にかつてももらいた、こういう希望をもちまして、よい酒にかつればやほりこの程度の税率は適用されてよいのではないかという考へ方で、一応従来四段階にわけておつたものを三段階に直した、かようなわけでありまして。

○宮澤委員 この点については積極的希望をもつて御改正をなさうとしておるやうで、その御意見は有力だと私は考へております。しかしながらどうも日本人といふものは、あるいは日本人といふといけません。人といふものは一つの慣性を持つております。今度はおおむね酒税は二、三割方引上げを行つ、そして酒の供給量を多くして減収とはならないやうな方向に持つて行くといふことが、大蔵省が発表し、また政府が大綱として認めたところである。そうすると税率が二、三割下るといふ恩典は、ひとしくどの酒類にも適用があるものであると考へるのが人の情であります。従ひまして希望としては、従来の四級のよう

な粗悪な酒は、需給のバランスをとる上において不足してないので、臨時間に合せの酒として市場から消えて行つても構はない、こういう含みがあるのだという御意見を聞けば、それともつとも聞えますが、この三級に統合された四級は、酒造税が下つた割合に下つた割合が一番低いのであります。具体的に申し上げますれば、特殊事情もいろいろありますが、大体一割程度しか下つていない。ほかのものは二割一分、二割五分、二割七分という状況に下つて来ているが、これだけは一割というところには何か割切れないところがあるのであります。そういう間に合せの酒といつたら悪いのであります、疑似ビールというような、ビールのまねのようなものは、消費者の嗜好によりまして当然淘汰されるべきだと思ひますが、それについて法的措置によつて今一挙にやつて行かなければならないということには多少疑問があります。これらのものに對し、この際一年間なら一年間、一酒造年度なら一酒造年度を限り、当分の間はこれらの酒類に對しては別な税率を設けて、その移りかわりを助成してやる、よい酒にかわつて行くようにしてやる、こういうような親心が大蔵省としては持てないものですかどうですか、その点をひとつ伺ひたい。

○渡辺(喜)政府委員 その点につきましては、実は慎重に考慮したわけであり、確かに原則としては二割ないし三割だが、上の方の清酒の特級だとかウイスキーにつきましては、下げ方を少くしたわけであり、これは今の粗悪酒の例とは全然別であります。こういうものについて一割ちよつと程度しか下げなかつたといふのは、ございしますが、これは別なものですから、これがあるからこちらがよいのではないかと、今この酒造四級の点につきましては、他意はないわけでありまして、従来の税率がいささか安きに過ぎた。安きに過ぎた分につきましては、もちろんそれなりの理由があつたわけであり、決して理由なしに安きに過ぎたわけではございません。ところが最近の酒の状況になつて参りますと、もうそういうような現状をもつてすれば、どうもいささか安きに過ぎる、といつて逆にこの分を増税するなんというところは、ほかのものが減税している際ですから考へることはもちろんいたしませんが、しかし税率の下り方が多少そこでもつて割合が少いというくらいは、格が一応上るわけでありまして、その辺においてがまんしていただけないものであらうかといふふうに考へてゐるわけであり、現在一万四千円で、これがたとへば二割そのまゝ下れば、二千八百円下るわけですが、一千五百円、千三百円程度一応ほかの方の酒類に近づいていただく、そのような考へ方でありまして、その間の措置をいたしましては、一ぺんに大きな措置をとるといふつもりは毛頭なくて、この程度の措置なら何とかがまんしていただけるのじやないかという考へ方で、一応こういうことをやつておるわけでございます。

○宮澤委員 了解したことは申しませんが、主税局の考へには、私は理由はあると認めます。しかしながらものにはあくまで経過があるのでありますから、そこにわずかなことで——税額にしてもこれは大したことはないのでありまして、歯牙にかけける方があるいは間違ひかも知れませんが、しかし感じをいたしましては、やはりどうも不適当だといふことになるかも知れません。まだ一日、二日の検討の余地もあるものでありますから、私の方も考へます。主税当局でもひとつぜひお考へをいただきたい。必ずこうなれという強い希望を私は持つてはありませんが、押しつけがましくなつては恐縮であります。これはふつり合ひであります。早のみに込みをした連中は、これは減税にならないだらう——これは小さな部分です。二級でもぶつかつて、今まで清酒と合成酒の差が百十五円でしたが、今度は百十円になる、今ちよつと数字は忘れましたが、そういうようなことに対して、一体清酒と合成酒とどういふうに見るかという議論をして来ますと、それは大きな違いがあつて、かなり差はあります。発泡酒だけが三級になつてしまつたといふ一つの事実でありますから、皆さんが見のがしっておりますが、われ／＼一応審議する建前から行きますと、大綱が二割、三割下るのだ、しかるにこれは一割だとすることは、これは何となく矛盾があるような気がいたしました。そこでお互いにもうしばらく研究してみようと思ひます。それから次を伺ひますが、これは今度酒税法の中に載つておる利子税が取立てられます。こういうことになる、今まで滞納者は利息を払つておらない、こういうことになりまして、それが、そこで今度これに對し日歩

四銭の利子を加算する。これは適切な措置でありまして、直接税関係なんかから見ますと、むしろ今までの不平等を是正した意味で、これはよい立法であらうと私は考へております。ところで酒屋さんにはなか／＼滞納が多い。今までの滞納が累積せられて、場合にによりましては何千万円あるいは値を越えておる者もあるやに伺つておる。こういうものが三月までの納期、これは四月一日に施行されるといたしまして、あるいは三月一日でもけっこうであります。ありますが、施行されるといたしまして、場合に於いて納めに来る場合には、一体滞納税額に先に充てると、利子税のつく方に充てると、これは行政措置として相当問題になると思ふのであります。現在ではどういふ方針をとられるつもりですか。

○渡辺(喜)政府委員 最初の問題についてちよつと一言付言していただき、ますと、現在酒造四級の適用を受けておりますものの中では、合成のぶどう酒のようなものがむしろ量的には多いのでございします。お話の発泡酒は量的には非常に少い部分しか占めておりません。そういうものは、われ／＼は全体として三級、四級というものを考へておるということだけをつけ加えてさしていただきます。

それから今の利子税の問題ですが、ただいま利子税はやはりとるのが当然だといふ先生から御意見をいただいて、幸いといふいたします。それで現在滞納になつておる分につきましては、これは実のところ、りく／＼から言へば、少くとも過去にさかのぼることはともかくとしまして、この法律ができたあとに

きましては、やはり利子税をとつてもいいんじゃないかという議論が内部でもございしました。それでいろいろ検討はしてみたのですが、ただ現在相当大きな滞納を懸えていらつしやる方のその滞納の解消だけで税務署も苦勞を、納税者も苦勞してゐるような状態でございします。過去における滞納の分についての利子税は当分見送るようになつて、この法案はできております。いろいろりく／＼から言ひますと、つてもいいわけなんですけれども、現在できてゐる滞納を満足に解消するだけに苦勞してゐまして、そういう場合に於いては、おそろくほかの債権者との振合ひからしまして、徴収法の規定などを使つた場合におきましては、滞納を免除するといふような別々の規定を働かせないと滞納は解消しないのではないかと、いふような事態も憂慮されますので、従つて今後における滞納の分についてだけ四銭といふようなことを適用するような規定を書いてございします。実はいろいろ議論はありますが、どうも実行上からいいますと、それが適切じゃないかと思ひます。それが、利子税と本税が異なりますが、利子税と本税が異なりますが、利子税は各税を通じてまづ本税の方に充たする、利子税はあとまわしにする、こういうやり方を大體を通じてつております。

○宮澤委員 趣旨には私は賛同いたしますが、ただ一つ、これは末端行政の中に現れて来ることであります。滞納には四月からは利子税がかかる。そこで前回は滞納が多く、今度納める分を合せました場合に資金が足りない。おおむね新しい分は納められて若

干滞納部分もあるかもしれない、こういうような事態になりました場合には、滞納として先に取り取るのですか、滞納税額に引当てるのですか、そういう事態には新規の分が当然滞納になつて来る。その場合どういふ順位でそれを処理されるのですか。

○渡辺(喜)政府委員 大体現在の滞納整理のやり方といたしましては、御承知のような執行猶予とか徴収猶予の制度ができております。従いまして、全体として古い滞納の分につきましては、こういう徴収猶予、執行猶予の制度に準じて、そして順次滞納を解消してまいらうとする。同時に新しい滞納はこれをしないように、こういうのが大体全体の指導方針でございます。従いまして資金ができませんれば、まず第一に考えられるのは、新しい滞納を発生させないことにするというところで、同時にさらに古い滞納は執行猶予とか徴収猶予の線に乗せまして、順次これをなくしてまいらうように、こういうのが現在とられておる一般の指導方針でございますから、大体その方針に乗せて行けばそう無理な事態は起きない、かように考えたのであります。

○宮崎委員 その点は完全に了承いたしました。そこで少し面がかわつて参りますが、配付を受けた税租及び印紙収入予算の説明、この総説の中の(a)について、二点伺いたいと思ひます。その(a)の下のほうに、「配当所得その他の源泉課税所得も今後若干増加するものとして計算した」と書いてありますが、今後若干増加する」という要素は、これはいくら読んでみても私は自分の心に当てはまる

ように出て来ないのであります。これはもし言葉で言つて悪ければ、資料でもつて御説明願つてもけっこうでありますが、この若干でも増加する要素があるといふことを知りたいのであります。

○渡辺(喜)政府委員 御承知のように源泉所得税の中には給与所得に対するものと、そのほか預金利子所得、それから配当所得、退職所得、それから外交員報酬、原稿料報酬、こういったようなものに対する課税と源泉課税と二つありまして、今御指摘になりました分については、たとえば配当の分でありまうとか、利子の分でありまうとか、こういうものは別途あるいは詳しく説明してもよろしゅうございまして、若干増加する要素がそこにあるのじやないか、そう大きな金額は見積つておりませんが、これも若干増加する。それを一番最初のページは総説なものですから、ごくあらましを書いたもので、その点につきましては数字は七ページのほうに内訳がございまして、

○宮崎委員 七ページの基礎がわからないのでございまして。これは私だけわかれれば、ほかの方はそう思つていないのでしうから、それだけあとで、ひとつ示していただきたい。

○渡辺(喜)政府委員 かしこまりました。○宮崎委員 本日は私の質問はこれでやめまう。○加藤(高)委員 過日の主税局長の私に対する御答弁のうちに、本年度の全酒類の課税見込み石数は七百万石である。これは前年度に比して百五十万石の増であるという話がありました。同じく川野委員への御答弁のうちに、

前年度の密造酒の推定石数は百五十万石であると思つてのこと、ほは本年度の増石分と密造酒の推定される石数が同じであります。本年度の全酒類が完全に消化されたときには、密造酒といふものはほぼ根絶されるものであるかどうか。どういふふうにお考えになるか。どういふふうにお考えになるか。どういふふうにお考えになるか。

○渡辺(喜)政府委員 密造酒の量がどれくらいあるかといふことにつきましては、われわれもいろいろ推計をしておりますが、ほんとうに自信のある数字といふものは実はなかく得にくいわけでありまして、大体この間百五十万石見当ではないだらうかといふことを申し上げたわけでございます。今度の予算の数字に載せてございまして、五十六万石程度が正規の酒に振る向けられる。かように一応考えております。

○加藤(高)委員 密造酒はまだ、あるといふお見込みであるか、それをちよつとお伺いしたい。

○渡辺(喜)政府委員 五十六万石程度が一応正規の酒にかつただけで、それで密造が全部なくなるといふふうには考えておりませんが、ただ密造が漸次なくなるにつくましても、いろいろ段階を経なければならぬので、本年度の歳入になる分としましては一応五十六万石。ただこの仕事は、特に農村密造の問題などを考えますと、相当長期にわたる努力が必要ではないか、かように考えております。

因といふものが那邊にあるとお考えになるか、お伺いしたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 端的にいえば、やはり酒に税金がかかりますから、一応正規の酒だと高い。従つて手近に、農村のような場合ですと米もあり、税金も払わなくても済むといつたようなところからの密造の問題、それからもう一つは、第三国人がよく中心でやつておりましたが、また現在でもやつておると思ひますが、いわゆる販売のための密造。これも結局税が高いがゆゑに、税金を払わないで済めばそこで安く売れる。こういうふうな、わければ二つの種類のものがあるわけでございます。結局まあ税金という問題と結びついての密造という問題が考えられるかと思つております。従いまして、これを漸次なくして行くためには、一面におきましては税金が安くなる、そうすれば、たとえば販売密造であれば、それによつて得る利益が減りますから、従つて販売密造そのものはもう正規の酒屋さんよりははずと条件が悪いわけでありまして、そこに販売によつて得る利益が漸次少くなつて来る。従つて販売密造があまり商売にならなくなつて来るだらうと思ひます。

もう一つの問題としてはやはり取締りの強化だと思つております。取締りの強化によりまして、たとえば没収される、あるいはその他のいろいろ障害を受ければ、現在あまり税率が高いと、結局これが一種の保険料らしいのもありで済んでしまふ。それだけコストが、あの人たちはコストと考へてゐるものと思ひますが、それが上るわけですから密造をやつても順次商売にならなくなつて来る、こういうふうな

線に追いつくことによりまして、密造をなくするといふことが考えられるのじやないかといふように考えております。

○加藤(高)委員 過日の川野委員の質問と重複してはなはだ恐縮いたしますが、密造対策の根本策をもう一ぺんお伺いしたいと思ひます。それと同時に、たゞいま主税局長のお話にありましたが、税金が高いから密造酒があるのじやないかといふ点であります。将来この酒税に対して減税する意思があるかどうか。密造の対策並びに減税についてのお考えを……。

○渡辺(喜)政府委員 今度の全体の考へ方いたしました、基本的にはやはり全体の酒の税率を下げるということによりまして、酒全体の値段を安くする、これが片方にある。同時に片方で相当の密造取締費をいたしておるから、これを有効に使ひまして、それによつて片方で並行的に厳重な取締りをやらせる。これが何と申しましては密造取締りの手段、重点的な線ではないかと思つております。なおその他多少は細かくなるかもしれませんが、二十度焼酎といつたようなものを一応つくりまして、特に密造対策上必要と思はれる地域には、二十度焼酎を売ることを考へてみたかどうか。この分につきましては、税率も普通二十五度のもので二十五分の二十にしたよりもやや引下げて、薄いけれども安しうちうといふものを一応出してみる。効果についてはいろいろ議論があると思ひますが、この分もやつてみたらどうであらうか。なお農村等に対する配給酒の問題も考へておりまして、これらもやはり密造対策にある程

度の効果を持たせるようにやつて行きたい。ただ全体の太い線といたしましては、酒の値段を税率引下げによりまして下げる、全体として安くすること、それから片方で取締りを強化して行く。この二つの方策を車の二つの輪のようにならぬように動かして行くことによつて、密造対策を講じて行くべきではないかと考えております。なお酒税の将来の見通しという問題でございまして、これはなかなかむずかしい問題でございまして、正直なところは私にもまだちよつと見当がつかぬまい。

もう少し将来の国の財政の状況なり、税金をどう持つて行くかという状況なりを勘案した上で、さらに考えて行くべき問題だと思つております。

○加藤(高)委員 ただいま主税局長から御答弁をいただきましたが、私非常に安心した点があるものであります。私が今まで申し上げた点は、配給酒の問題について局長から御意見を承りましたと思つて御質問申し上げたのであります。ただいま局長の御答弁によりまして、二十年度よりちやうど、あるいは取締りの強化、それと相まつて農村方面に対して配給酒を出して、もつて密造の対策に資すると言葉をいただいたので、私非常に安心したのであります。しかしながら先ほど御提出になりました法案のうちには、配給酒は本年一年存置する。ことし一年だけで停止するよう書いてあるものであります。かかる法律を改正いたされましては、ただいまお話のような密造対策についての根本的な施策があまりないのではないかと、この配給酒の問題について、これを当分持統する、少くとも業界が

安定し、また密造酒がなくなるという見通しのつく時期まで存置することが絶対的に必要であるというふうに私は考えておるものであります。業界の一番不明朗な点は、この密造酒にあるのであります。この密造酒に推定される二百萬石あるは三百萬石という密造酒がなくなりましてはあつたかつきには、おそらく現在の業界は、非常に明朗になると私は考えておる次第であります。それに対しては、ただ単に取締り、あるいは二十年度よりちやうどというものであれば、密造酒の根絶はできないと思つております。それには農村の真に希望するところの安い清酒を、時に底し機に臨んで、各種の名目で配給してやる。そして自発的にみずから密造をなくしてもいい酒が飲めるという観念を植へつけることによつて、密造酒の根絶に資することが最も肝要であるというふうに考えますが、この配給酒を一年だけ存置するといふ点につきまして、いかようなお考えのもとにこれを立案せられたか、お伺いしたい。

○渡辺(喜)政府委員 密造対策も全体的な大きな道としてしましては、先ほど申した通りであります。配給酒の制度をどういふふうにするか、使つて行くかといふことについては、実は過去においていろいろやつたことはあります。それに應じた場合において、どういふふうな配給酒の制度をとつて行くべきかという点については、実はほんとうの自信を持つておりません。従いまし

て、これを廃止することはおもしろくないと思つておりますが、とにかく一年やつてみまして、その全体の成

行きを見まして、しいて配給酒のような制度を使う必要がなければ、これはまた配給酒には別の意味もありまして、他の意味においても必要がない。同時にこうした意味でも必要がないといふことになりましてはやめた方がいいし、あるいは逆にやはりこういう制度が将来にわたって存置するべきものだといふことがつきりしますれば存置する

ような措置を講じたい。その意味におきまして、様子を見るために一年の限度は置いておきますが、状況によりまして、次の機会にこれを延ばすことも考えていいのではないかと。ただ現在をいたしましては、とにかく少く様子を見る意味におきまして、まあ一年限りといふことに提案してある次第でござい

ます。

○加藤(高)委員 ただいまの主税局長の御答弁に対しては私は異なる考えを持つものであります。私としては、先ほど申し上げました通り、どうしても密造を根本的になくする。当面この高額の税金を課せられておる酒に対しては、根本的の策をいたしまして、どうしてもこの配給酒の制度の活用が最も必要であるといふことを強く主張するものであります。

なお先ほどいただきました資料に基きましてもう一点お尋ねいたしたいと思ひます。改正税法によりまして、基

本税、加算税を一本にするに伴ひまして、おのずから指定販売業者の制度は廃止されることになるのであります。この資料によりまして、いわゆる甲

場でありまして、せんだつて国税庁長官の御答弁によりまして、今後指定制度がなくなつても、何らかの形でこれを生かすことを考へて、もつて業界の混乱を避けたといふふうなお話でございますが、現実の面におきまして二千六百十五場及びますところの指定販売業者の出張所、あるいは荷さばき所のすべてが全部性格をかえる、あるいは廃止しなければならぬといふような立場に追い込まれるのであります。これによつて生じますところの業界の混乱というものを對して、御当局はどうかいふふうにお考えになつておりますか、御見解を承りたい。

○平田政府委員 甲卸機関が酒の税を扱いますことを一年限りでやめるといふことになつておるわけでございます。これは前にも申し上げましたやうに、現在もやはりとにかく免許業者として免許しておりますので、原則としてたしは卸業者として残るのが当然の筋道だと思ひます。ただ、今御指摘の通り、販売場が相当たくさんありますが、それをそのままの形で独立の卸業者として免許するかどうかといふことになりました。これは前にも申し上げましたやうに、なおいろいろ検討すべき点があるかと思ひます。しかしさういふ場合におきましても、とにかく現状はさういふにして行われ

ておりますので、著しく変な場合以外は、大体原則として認めて行くといふことにすべきものではないかと思つております。その辺の非常に細目な点につきましては、御趣旨をよく体

しまして、一年間の期間にやることと

るやうに努めたいと思つておる次第でござい

○加藤(高)委員 この表でもわかりま

すやうに、指定卸業者、いわゆる甲機

関といふものの大部分は、地方にあり

もちろん組合との間でもつて円満な話合いがあることが前提になります。が、はたして全部が全部許可かどうかについては、場所によつては例外的なものも考えられねば、現在の配給所について、私はたとえばある県などにおいて、ほとんど動いていない配給所も見ておきますし、むしろ二つぐらいが一緒になつた方がよいのではないかと、思う程度しか仕事をしていない配給所もございませうから、それがそのまま独立した乙種機関になつた場合に、はたしてどう持ち切れるかという問題もありますので、むしろこの方が例外でありませうが、全部が全部独立した配給所にするとはどうかという考え方がなつておるわけでありませう。なお指定販売業者が、主として全融の關係だと思ひますが、いろいろ利益を受けているという事は、私はなには言ひ切れなないと思ひますが、もと／＼の起りが自由販売酒、それから配給酒という制度から起きて来たわけでございますし、また何と申しましたも税率が相当下つて参つておりますから、むしろ反射的利益であるという意味におきまして、片方の大筋から行つてなくしたものであれば、その反射的利益が失われることくらいはがまんしていただきたい。それを急速にやればもちろん混乱が起きますので、一年間のゆとり期間があれば、何とかそれぐらいまで行けるじやないかという事で、一年限りで指定業者の配給制度は廃止する、こういう考え方がよつたものであります。

●加藤(高)委員 私は種々の点を総合いたしました、基本税と加算税を一本にし、指定卸売業者並びに配給所の制度を一年限りで廃止するという事は、非常な冒険であり、いましばらくは現行の通りに、基本税と加算税の二本建で行きまして、配給酒の制度を存続させる。そのことがもつてまた農村、工場地帯の密造対策にも資するし、また業界の安定をはかるということが最大の急務であるというふうに考えておる次第であります。一応私の意見を述べまして、本日の質問を終わります。

●川野委員 時間も迫つて参つておりますので、二、三點おなる点について御質問を申し上げてみたいと思ひます。酒類の製造免許の件でございますが、この免許の許可権が所轄税務署長に移つたというふうに法文はなつておるようでございませうが、所轄税務署長が独断で免許を与えてよろしいことになるのであります。その点を伺つておきたいと思ひます。

●渡辺(喜)政府委員 権限としては税務署長に与えてございませうが、最近の酒類の需給關係から考えまして、税務署長の独断でもつてかつてに免許するということとは、おもしろくないと思つております。現在におきまして、税法の上からいいますと、税務署長になつておられますが、国税庁あるいは国税局で相当な統制をしておるわけでありませう。この点につきましては、税法が新しくなりまして、同じようなやり方でもつて考へて行きたいと思つております。

●川野委員 そういたしますと、ただいま仰せのことは法文のどの箇条に該当するのでありますでしょうか。

●渡辺(喜)政府委員 法文の上には別に出ておりませんが、しかし一応大蔵省の内部監督の關係は、国税庁の組織法によるといふような關係で、税務署長は国税庁長官の指揮監督を仰ぐことになつておりますから、その指揮監督の面におきまして、一応税務署長のそのした許可の権限などについて一つの統制を行ひ、こういうことを考へております。

●川野委員 そういたしますと、製造許可権は税務署長にあるというふうに法文の表面ではうたわれておりますが、實際問題といたしましては、国税局並びに国税庁の許可し、のちに許可をするということになりますと、實際問題としては国税庁が許可権を握つておると解釈してけつこうでございませうか。

●渡辺(喜)政府委員 税務署長が許可権は握つておるわけでございますが、その許可権の施行につきましては、国税庁長官の指揮監督を仰ぐ、こういうふうに御理解願ひたいと思ひます。

●川野委員 いや、私がこういう問題をお尋ねするゆゑんのものは、責任という問題から実は伺つておるわけでありませう。えてして、従来もでございませうが、税務署に参りますと、實際問題としてかりに許可権が税務署長にあつたといつたとしても、ただいま仰せのような内意を伺うということになりますと、責任を国税局あるいは国税庁にゆだねる、こういうようなことが多々ございませうので、ただいま仰せのように、国税局並びに国税庁の内意を伺つて初めて許可するということになりますと、いつそのこと許可権を固税片が持つ、こういうことに法文の上においてもした方が適當じやなからう

かとも考へますが、この点についてひとつ伺つてみたいと思ひます。

●渡辺(喜)政府委員 一応立案の過程におきましては、いろいろ議論してみただけでございますが、どうも国税庁長官が許可権を持つという姿にいたしましても、いろいろな面におきまして不自由な点があると思つております。

一々国税庁の方へ書類を出し、国税庁からまた税務署へ出して、それから送つてやる、そういうような面もございませうので、やはり現行と同じように、税務署長に許可権を持たせる。同時に許可権の問題にしましても、現在の情勢でありますれば、国税庁が相当やかましい統制監督をしなればならぬ。この情勢はたしてどういふふうになつて行くかという問題もございませう。従つて、やはり一応原則としては税務署長に免許の権限を持たせまして、必要に応じて国税庁長官あるいは国税局長がこれを指揮監督する。こういう姿に現在なつておりますが、その現行のやり方を当分踏襲して行きたい、かように考へて立案したわけでありませう。

●川野委員 昨年酒類の出荷統制をいたしましたことは御承知の通りでございます。この理由につきましては、許可権の濫発とは申しませんが、相当の許可を与えられる、こういう点も私は原因があるのじやなからうかと考へます。許可という問題については慎重にやらなければならぬと存じます。私は一昨日小売免許の点で、許可の問題について少しく論議いたしましたのでございませう。あれは距離さえあれば許可する、こういうふうな発言されましたので、従つてその発言の線に沿つて家

屋を移転して免許申請をした、ところがまたそろそろこれに難くせをつけられた。こういうことで私が問題にしたのでございませうが、少くとも酒造権の免許の問題については、相当慎重に許可をさるべきが適當である。こういうふうな考へますと、實際問題として署長が上司の内意を伺つて許可するということになつておるならば、もう一歩進んで、許可権を国税庁においてお取上げになつた方が適當ではなからうか。こういうふうにも私は考へる次第であります。なお先般樺太で醸造に従事されおりました方々に対しまして、一千石の醸造の免許を与えられた模様であります。こうなりますと、満洲あるいは朝鮮、台湾等におきましてかつて醸造に従事いたしておりました者等がさうお取扱ひになりますか。この点を伺つてみたいと存じます。

●平田政府委員 小売業の免許につきまして、必ずしも好ましくないやうな話をしながらうまく処置しないやうな事象をよく調べまして、その問題につきまして適切な措置をとりますと同時に、將來におきまして、そのやうなことのないやうによく注意いたしたいと思ひます。

それから免許の権限でございませうが、これはやはり私も多年やつておりますが、何と申しましたも、免許していいかどうか、事實を調べて一番基礎的な材料を提供するのは税務署でございませう。現場のほんとうのいゝところは實際は税務署長が一番よく知つてゐる。従つて大蔵省におきましては、多年やはり現場権限を集中する

ということでもございまして、課税につきましては、その他すべてにつきましても、現場の署長に権限を持たしてあります。ただ、ときによりまして、最近のようには需給の關係からしまして新規免許は原則として与えない、非常に特例の場合のみ場合によつて与える。こういうことになりまして、税務署長に法律上処置する権限を与えることはうまく行きますので、そういう際におきましては、税務署長から稟同させるといふか、事前に免許に對しまして監督官庁の承認を得させる、そういう方向で現実に処理しておることは御承知の通りでございます。

それから製造業につきましては、今の状態から考えますと、大体そういう方向をたどるのがいいのではないかと、しかしこれも將來需給状態の緩和次第では、一定の方針を流しまして、その方針に該當する場合は署長にまかしてやるという場合も、さつき主税局長が話しましたように出て来るかと思ひます。従ひまして建前としては、やはり今度の法制のようなのが多年やつておりましたようにいいのじやないかと思ひます。

それから小売、卸になりますと事情が少し違つて参ります。小売の新規免許につきましては一定の方針を指示いたしまして、その方針に合致する限りにおきまして、署長限りで、あらかじめ伺いを立てないでやつて行くように現在もいたしておりますが、なお若干例外的なこともやつておりますので、よく検討いたしまして、なるべく税務署長限りでできるようにいたしたいと思ひます。

卸につきましては、署長限りでは今の段階ではちよつとまだむずかしい事情があるようでございますから、できる限り国税局長に権限を持たせて、国税局長限りの内申にいたしました。署長が免許するということにしたらどうであらうか、このように考えておるのでもございまして、この点は今後のいろいろ事情もよく考えまして、しかるべく適切な効果を生むようにいたしたいと考えておる次第でございます。

それからなお今御指摘の外地の關係でございます。今問題になつておりますのは、樺太の關係と関東州の關係、この二つでございます。これは業者の方々が一緒になりまして、とにかく向うから引揚げまして業を失つておる、何とか酒をつくりたい、こういうわけでございまして、最近までは清酒は御承知の通り原料が少なくて、不足しておりましたので、大蔵省としましては、そういうものは認めない方がいいだろうという事で参つて来たのであります。ただ最近原料が大分増加いたしましたし、それからアルコール添加の方法等も加へまして、酒の製造石数もすでに相當のところまで参りました。もちろんまだ企業整備後の基本石数には達しません、ほとんどすれすれのところまで実は清酒の製造がバツグンに参りました。そういうときで来ますれば、やはり今いつたような問題の解決の一つの時期ではあるまいか。しからばといひまして、内地の業者と同じような条件、同じような方法で許可を与えるというのはいやうな方法でない。従つて石数その他につきましては、相當な縮減されたところである

程度内地でつくるといふような道を開いたらどうかということ、目下審査中でございまして。最初はすぐにでもできるから免許を与えてくれという要望があつたのでございまして、よく調べてみますと、まだ準備が十分でないない状況でございまして。われわれとしては、単に権利石数を与えるとか、また委託製造を認めるとか、そういうことは厳にやるべきではない。現実にその人たちが自分たちでつくる、しかも一緒にやつてつくる、ばらばらに來てどれもこれもといふようなことがないやうな方法で行くことが確実になりますれば、今申しましたように若干程度は認めるのが今の状態から受當ではないか、こういうことで進んでおる次第でございます。現在のところはまだはつきりした製造場その他の事業計画が出そろつておりませんので、まだ免許を与えておりません。その点がそろいますれば、今千石程度留保しておりますので、その中から適當な数字を割當てまして許可したらどうかと思つております。はたして今の間に合いますかどうか、まだ今日のところはつきり申上げかねるやうな事情でございまして。そういうふうな点につきまして、われわれとしましては十分に慎重に考へて善処したいと思つております。

○川野委員 現在の実情を見ますと、小売免許の許可権は、ただいま税務署長にあるとおつしやつておりました。が、實際は税務署限りで許可される実例はなからうと思ひます。全部国税局に書類をまわし、そして国税局の許可を得て初めて免許権を与えるといふ実情であります。

さらに卸等に至りましても、ほとんど国税庁に行つて、国税庁の承認を得て初めて許可されておるといふ実情であります。私はそれはけつことであると思ひます。従つて法文の上にも、實際の許可権は国税局あるいは国税庁とされた方が適當でなからうか、こういうやうな意味合いで質問をしたのでございまして、後日これはまたさらに研究課題にされまして、實際問題に適當するやうな法文に書き改めていただくといふことを考へる次第であります。

次に審査用酒の免許問題でございます。審査は、御承知のように特級酒として税金をとるか、一般酒として税金をとるか、すなわち課税上の問題から審査をせられますことは、私が申し上げるまでもないことでございます。そこで本来から申しますと、この審査用酒といふものは、政府がお買上げになつて審査をされるのが適當であるかと考へるのでございまして、實際問題としては、審査用酒を政府がお買上げになるといふことはなからうか、不可能であるといふことと存じますので、従つて審査用酒に限つては免税規定をお設けになつたらどうか、こういうふうな考へますが、いかがでございましょうか。

○平田政府委員 さつきの問題にちよつと補足して申し上げますが、実は卸は原則として局限り、小売は税務署限りといふことにいたしましたのは昨年の暮れでございまして、従ひまして、今川野さんのお話になりましたケースの際には、そういうことはなかつたと思ひます。今後はそのようにいたしたいと思ひます。なおその点、命令が徹底していない場合におきましては、なお徹底するようにいたしまして、そのよう

にいたしたいと考へておる次第でございます。これはいかなる場合といへども全部というわけに行きません。非常に異例に属します場合におきましては、これはそれ／＼稟議をさせる必要があらうと思ひます。原則はそのようになつております。

○渡辺(憲)政府委員 審査用酒につきまして、これを免税したらいいやないかという御議論は、一応わからぬでもないのではありませんが、現在考へておりますところでは、審査につきましては、必ずしも政府の強制といつたやうな意味のものも含まれておりませんし、まあ量的に見ましても、それほど大きなものでないといふので、特別にそういう措置を講ずるほどのこともありませんといふくらいに考へておるのじやないかといふふうに思つております。ただ審査の酒のとり方などにつきまして見ておきますと、どうも少し量が多過ぎるやうな感じがあらはせぬかと思つております。従つてそのあたりの酒をどうするといつたやうな問題もいろいろあるように思ひます。そんなやうな關係もございまして、むしろこれは必要最小限度にとどめるべきものでないか、そういうやうなことで、実行上酒屋さんの方へあまり大きな負担にならぬやうにといふことでこの問題を解決して行つたらどうか、かように考へております。

○川野委員 今までは酒税の延滞に對しましては利息をおとりにならなかつた。しかし今回利息をおとりになるといふことになつた。すなわち半面においては、延滞等に対してはびし／＼といふものはとつても行く、こういうつらい政策の面を推し進めてやられるなら

ば、半面政府が買ひ上げて、審査すべき酒類に對しましては当然免稅をするのが適當でなからうか、こういうふうには私は考えますが、その点についてはぜひ強い研究を要望しておきます。

さらに酒稅減稅時におけるもどし入れ稅の措置の問題でございます。昨年値下げの場合には、現物を製造あるいは卸のところで実は運びまして措置をやりましたことは御承知の通りであります。かくいたしますことはいたずらに費用がかさむばかりでございますので、ひとつ今回は現物を動かさずしてそういう措置をしていただきたいという要望が強いのでございますが、これに對するお考えを承つてみたいと思ひます。

○渡辺(憲)政府委員 減稅をいたします場合のもどし入れの問題でございますが、実はこういうような場合にどう措置するかということについては、いろいろの問題があると思ひます。酒の稅金は何といつても大きいものですから、われ／＼は特別に考へておりますが、物品稅の問題にしましても、たとえば織物消費稅の問題にしましてもいろいろ連関があるわけでございまして、従いましてやはりある程度もどし入れとか何とかいふたような措置によりまして、ほかの稅の對象とは違つた措置がとられるのだ、従つてその意味において、酒についてはもどし入れの制度によつて減稅する、こういうたようなことに考へておるわけでございまして、従いまして現物を動かさないままに確認できるといつたような問題になりまして、これは他の稅の關連から見ましてやはりかなり困難な問題が起きますよう——前回やりましたときの措置

はいささかきゆう／＼に過ぎたといひますか、結局条文の適用の關係で相當無理な、きゆう／＼なことをやらざるを得なかつたのですが、今回の場合におきましては、もう少しそれが簡にできるような措置は講じてみたい、かように考へております。

○川野委員 物品稅あるいは織物消費稅と常に御比較になるようであります。酒稅は御承知のように約八割が稅金です。物品稅は二割あるいは三割が稅金です。こう考えますと、酒稅の對照物として物品稅あるいは織物消費稅をお考へになる必要はないのではなからうか、こう私は考へます。しかし時間も遅いので、これ以上は本日は申しませんが、どうか現物を動かさないで、私ももどし入れ措置をしていただくように切に希望を申し上げておきます。

最後に酒稅の保全及び酒類業組合等に関する法律案の十四條であります。この十四條には、人員三分の二以上、酒類の石數にして二分の一以上でなければ設立できない、こういうふうに入つておる。ところが先ほども同僚宮崎議員から御説明がございましたが、第三十八條の議決権には石數の制限がない、こういうことになりまして、酒類のある組合においては設立不可能であると思われる組合がございまして、この点について局長の意見を承つておきたいと存じます。

○渡辺(憲)政府委員 一応の考へ方といたしましては、やはり組合をつくる限りにおきましては、単に頭數だけでなしに、相當の製造石數の分が組合員の製造石數でなければならぬ、こういうふうな考へ方で、一應組合の成立の要件には二分の一以上という要件を

入れたわけなのですが、今度はいろいろな議事を行つて行く上におきましてそういう石數というものをあまり一度に反映させますということは、かえつて大きな製造業者が横暴だという意味の非難を起すともなるやうかと思ひまして、そういう意味におきまして、いろいろ議決の場合におきましては、一應三分の二だけで切つたわけでありまして、この問題は正直に言ひまして、組合がうまく成立ができるやうな組合におきましてはどちらにしても問題がありませんが、同時に多少憂慮される組合もございまして、そういう組合が、もしお互いに大きなメーカーと小さいメーカーというやうな對立があらますならば、私は規定がどういふやうになつておりましたやうとも、結局うまく行くまいと思つております。三分の二のほかに二分の一が入りまして、お互いに対立的な氣持を持つていれば、結局話はまとまらないだけだと思つております。従いましてわれ／＼の希望をいたしましては、お互いに組合關係の對立はありまして、しかし小異を捨てて大同につくというやうな氣持で、大きなメーカーの方は小さなメーカーの、小さなメーカーの方は大きなメーカーの立場をお互いに理解し合うことによつて組合が伸びて行くといふことを、実は期待してゐるわけでありまして、それで話が全然うまく行かないという場合におきましてはおかつ片方にたとへば出荷統制とかいふ必要がありますれば、これはやむを得ませんから大蔵大臣の命令にまたざるを得ない、あるいはそういう場合に無理押しに、ある特殊の人が、その人たちの利益のための統制の申合せをして來まし

ても、内容が差別的である、適當でないという意味で大蔵大臣としては認可しない。こういうふうな措置が一応残されておりますが、こういうやうな措置をあまり使うことは好ましくないわけでありまして、結局そういうやうな措置が残されてゐることをよくお話しして、やはり業者の方が円満に集まつてお互いの利益のために協力していただく、こういうことをわれ／＼は期待してゐるわけでございまして。確かにこの規定は、実は非常にむづかしい規定なのでありますが、現在のやうにつくりました場合には、それなりに大きな業者にとつては心配がございまして、あるいは設立の要件のやうなぐあいにつくりますれば、今度は別の意味の弊害といふか、心配がそこに出て來るわけでありまして、われ／＼といつたしましては、ぜひぶん研究してみたいのであります。が、設立の要件の中にはこれをつけて置く、しかし集まつた上でのお話し合いとしては、これはやはり一票々々でやつて行つていただきたい、こういうやうなつもりで案をつくつたわけでありまして。

○川野委員 ただいまの問題については、私非常に心配の件が一つあるわけでありまして。きようは時間非常に遅くなりましたので、これで私の質問は終了します。

○淺香委員長代理 これにて散會いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時三十分散會

昭和二十八年二月二十日印刷

昭和二十八年二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局